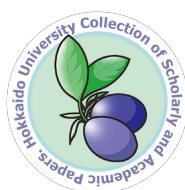




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	市民による裁判と報道の影響（1）：イギリスの法廷侮辱を素材として
Author(s)	小浦, 美保
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 59(5), 408[175]-350[233]
Issue Date	2009-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35657
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-5_p408-350.pdf



市民による裁判と報道の影響(1)

—— イギリスの法廷侮辱を素材として ——

小 浦 美 保

目 次

第1章	問題意識と本稿の射程	
第2章	イギリスにおける法廷侮辱の概観	
第1節	法廷侮辱原則の歴史と意義	
第2節	「公表」による法廷侮辱	
第3節	現在の法廷侮辱原則	
第4節	小括	
第3章	法廷侮辱罪	
第1節	法廷侮辱罪の客観的要件と主観的要件	
第2節	「公表」の定義	
第3節	抗弁	
第4節	小括	(以上本号)
第4章	裁判所と法廷侮辱	
第5章	法廷侮辱の抱える問題	
第6章	裁判員制度と報道の影響	

第1章 問題意識と本稿の射程

開始が目前に迫った裁判員制度は、従来の職業裁判官のみによる裁判において看過されていた問題点を顕にし、すでに、一部では手続における制度的改革が行われている。しかし他方で、裁判所の外では、いまだ解決の困難な問題も残されているように思われる。たとえば、犯罪報道が裁判員裁判に及ぼす影響

という問題も、そのひとつである¹。

そもそも、犯罪報道については、従来から、報道による被疑者等の人権侵害が問題視され、そのあり方が問われてきた²。しかし他方で、報道は、憲法21条によって保障されている表現の自由のもとで行われるがゆえに、それに対する制限は、慎重になされなければならないと理解されてきた。わが国の犯罪報道をめぐるのは、一方では犯罪報道が様々な権利侵害を及ぼすという観点からその危険性が指摘され、他方ではそれが憲法上の規定により手厚く保護されるという、困難さが存在してきたといえる。

では、裁判員制度のもとでは、このような状況は、どう変化するのだろうか。たとえば、予断や偏見に満ちた報道や、不確かな情報を含む報道が裁判員の耳目に触れたとしたら、裁判員は、その役割を果たすことができるだろうか。市民による裁判が報道の影響によって全うされないことになっては、刑事手続の目的は、達せられない。

裁判員制度の立案段階では、いわゆる偏見報道に対する制限について議論されたことがあった³。裁判員制度・刑事検討会の「たたき台」では、裁判の公

¹ 裁判員制度と報道に関する論稿としては、松井茂記「公正な裁判を受ける権利と取材・報道の自由」阪大法学53巻3・4号841頁（2003年）、椎橋隆幸「裁判員制度と報道の在り方」ジュリスト1268号110頁（2004年）、土屋美明「裁判員制度と報道の在り方」高窪貞人教授古稀祝賀『刑事司法への市民参加』（現代人文社・2004年）73頁、松井茂記「マス・メディアの表現の自由」（日本評論社・2008年）219頁以下、土屋美明「『裁判員制度と報道のガイドライン』私案——公正な裁判目指し自主ルールを」宮本康昭先生古稀記念『市民の司法をめざして』（日本評論社・2006年）264頁、渕野貴生「刑事司法改革と犯罪報道・世論との相互作用がもたらす適正手続上の問題——裁判員の予断、守秘義務を中心として」法の科学36号51頁（2006年）等を参照。

² 日弁連編『人権と報道』（日弁連・1976年）、浅野健一『犯罪報道の犯罪』（学陽書房・1989年）、『犯罪報道の現在』（日本評論社・1990年）、「特集・犯罪報道と人権」（日本刑法学会第78回大会共同研究・第Ⅲ分科会報告）（2000年）刑法雑誌40巻3号51頁（2001年）等を参照。適正手続との関係に言及するものとしては、渕野貴生『適正な刑事手続の保障とマスメディア』（現代人文社・2007年）等がある。

³ 裁判員制度・刑事検討会第17回、第18回、第25回、第29回等において議論された。

正を妨げる行為の禁止という文脈で、報道機関は裁判員に偏見を生ぜしめないよう配慮しなければならないとの訓示規定が置かれていた⁴。検討会では、報道により、裁判員に予断・偏見の生じるおそれがあることなどを理由に、このような規定を置くことに賛成する見解と、表現の自由を制限すべきでないことを根拠に、偏見報道の排除を報道機関の自主的な解決に委ねるべきとして、訓示規定に反対する見解とが、対立した。そして、「座長ペーパー」では、報道機関の自主的ルールが策定されつつあることを踏まえ、この訓示規定は「更に検討を要するもの」とされた⁵。検討会の後半では、訓示規定における「偏見」の定義の曖昧さに対する批判的見解とともに、報道機関の自主的ルールに委ねようとする意見が多く見られるようになり、結果的に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）においては、この訓示規定は、明文化されなかった。

検討会においては、犯罪報道が裁判員の予断を引き起こしかねない点が問題として認識されたにもかかわらず、具体的に、どのような妨害的影響が裁判員において生じて、どのような報道から裁判員が守られなければならないのかという点は検討されずに、議論は、表現の自由との調整に終始した。その結果、偏見報道による危険が認識される一方で、その危険がいかなるものかを察知し、それを排除するという重責は、報道機関が負うことになったのである。このような現状では、裁判員制度が実際に動き出したときに、裁判の公正さに対する予期せぬ危険が生じかねないという懸念は、拭い切れないように思われる。

わが国のこのような状況とは対照的に、イギリス⁶では、「法廷侮辱（contempt of court）」⁷に関する原則を適用することによって、犯罪報道が、一

⁴ 同上、第13回配布資料「裁判員制度について」参照。

⁵ 同上、第28回配布資料「考えられる裁判員制度の概要について」参照。

⁶ 本稿で用いる「イギリス」とは、イングランドおよびウェールズを指す。

⁷ 法廷侮辱に関する日本における論稿として、庭山英雄「法廷侮辱による厳しい報道規制」新聞研究396号50頁（1984年）、ブレンダ＝スフリン・本間一也訳「陪審裁判と報道の自由——陪審裁判の保護を目的とした法廷侮辱に関する法による報道の自由の規制——」鯉越溢弘編『陪審制度を巡る諸問題』（現代人文社・1997年）297頁、森健二「イギリスにおける陪審裁判と事件報道の在り方」判例タイムズ1080号65頁（2002年）、幡新大実「イングランド・ウェールズにおける刑事司法と報道(1)・(2)」季刊刑事弁護55号165頁（2008年）・56号174頁、多谷千香子「裁判員制度と法廷侮辱罪」法律時報79巻10号91頁（2008

定程度制限されている。法廷侮辱原則とは、コモン・ロー上発展した原則であって、公正な裁判（fair trial）および適正な司法運営（the due administration of justice）の保護を目的として、裁判所の下した命令や判決に対する不服従や、司法手続に対する妨害行為等に対し、裁判所が制裁等を行うという、幅広い内容を包含する原則である。そして、妨害行為が、報道等の「公表」（publication）⁸ 行為によって行なわれる場合であっても、そのような行為は、裁判所による制裁や、公表延期命令の対象とされる。

いうまでもなく、イギリスにおいても、報道・表現の自由は保障されている。それゆえ、侮辱原則によって公表行為に対する制裁が行われるという点については、それが表現の自由に対する圧力につながるとの批判がなされた。この批判等を契機として、法廷侮辱行為によって構成される犯罪の成否を判断する基準の明確化や抗弁規定の充実を狙いとした「1981年法廷侮辱に関する法（the Contempt of Court Act 1981）」⁹（以下、1981年法）が制定されるに至った。しかし、同法のもとでも、司法手続を妨害する公表行為を抑制する点では、コモン・ローの原則は、今もお引き継がれている。

このようなイギリスの法廷侮辱の制度は、一見すると、厳格に過ぎるようにも思われる。しかし、侮辱原則の強力な作用は、たとえば、本稿で述べるように、いまだ証拠能力の決せられていない被疑者の自白等を報道から排除することによって、裁判への予断を可能な限り排除しようとするものである。このような作用は、予断や偏見のない裁判の実現にとって必須なものと理解されているために、イギリスにおいては、この制度が生き続けている。このような法廷侮辱の制度について検討し、理解しておくことは、裁判員制度の開始を控えたわが国にとって、予断や偏見という目に見えない裁判への影響について検討する機会となり、また、将来、裁判員制度のもとで、偏見報道の問題が生じた際

年）等を参照。

⁸ 1981年法廷侮辱に関する法2条によれば、「公表（publication）」とは、「広く公衆に対して、または公衆の一部に対してなされたあらゆる形態の伝達」とされている。ただし、コモン・ロー上は、このような明確な定義はなかった。「公表」の定義については、第3章第2節参照。

⁹ The Contempt of Court Act 1981 (c 49) 27 July 1981. 同法に関する日本語訳としては、法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス最高法院法・イギリス裁判所侮辱原則』（法曹会・1984年）がある。

の議論に資することにもなり、意義のあることだと考えられる。

そこで、本稿では、法廷侮辱原則の犯罪報道を抑制する側面に焦点を当て、法廷侮辱原則の概観と、公表によって構成される法廷侮辱罪について考察したあと、いかなる報道が法廷侮辱であると考えられているのか、また、それがいかなる理由によるものであるかを明らかにする。これを通じて、裁判に危険を及ぼしうる犯罪報道の形態や、犯罪報道によって生じうる市民による裁判への影響とそれに対する司法的対応を明らかにする。そして、イギリス法からの示唆を踏まえ、わが国における裁判員制度下での犯罪報道の問題点について、検討を行うことにしたい。

第2章 イギリスにおける法廷侮辱の概観

第1節 法廷侮辱原則の歴史と意義

法廷侮辱原則は、その起源を12世紀に有する古い原則である。まずは、その歴史について簡単に見ておくことにする¹⁰。

12世紀当時には、当事者が裁判所の出廷命令に従わなかったことが「法廷侮辱 (contemptus curiae)」と表現され、当該行為に対して裁判所による制裁が科されたという記録がある。そして、13世紀中頃になると、裁判所命令に対する不服従が、重大な犯罪と認識されるようになっていた。その当時、刑罰の科されていた法廷侮辱行為は、主に、陪審員、裁判官および証人等への暴力行為や脅迫行為であったが、当該行為が暴行・脅迫といった他の犯罪を構成することは、必ずしも法廷侮辱罪の成立する要件ではなかった。発言や文書による法廷侮辱の成立が認められ始めたのは、比較的早い年代のことであり、1344年に

¹⁰ See, Eady and Smith, *Arlidge, Eady & Smith on Contempt*, (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2005), 1 ff. また、法廷侮辱の歴史やその背景について紹介した文献として、平井三次「英法に於ける裁判所侮辱の史的背景」『加藤先生還暦祝賀論文集』(有斐閣・1932年) 823頁、伊藤正巳『裁判所侮辱の諸問題』(有斐閣・1949年) 3頁以下、高柳賢三「コンテンプト・オヴ・コウト」法曹時報4巻8号1頁(1952年)、椎名智彦「コモン・ロー裁判所における裁判所侮辱原則の概観——英米裁判所侮辱原則研究(1)・(2)」英米法学41号60頁(2002年)・42号64頁(2003年)等を参照。

は、これらの行為に対しても制裁が加えられていた記録がある¹¹。このように、侮辱原則は、その発生期より、手続を妨害する多様な行為類型に制裁を科するために用いられており、この点では、当時の侮辱原則と現在の侮辱原則との間には、ほとんど違いはない。

しかし、当時の裁判所がそれらの行為類型に対して制裁を科していた目的は、必ずしも手続の保護にあったわけではないようである。そもそも「侮辱（contempt）」という概念は、「ある権威に対する不敬」を意味しており、ここでいう「ある権威」とは、典型的には王を指していた。この侮辱の概念が司法の場でみられるようになったとき、それは、「裁判所の権威に対する不敬」を意味するようになった。ただし、侮辱原則の発生期において、この裁判所の権威は、間接的に王の権威を意味するものであり、法廷侮辱が王への侮辱と捉えられていたことに変わりにはなかった。実際に、令状に王の玉璽が押捺されていたことから、令状によって命じられた事柄に服従しないことは、すなわち王への不服従と考えられていたし、その不服従により侮辱を行った者に刑罰を科す手続は、王に対する侮辱を行った者に刑罰を科す手続を援用して行われていた。つまり、裁判所命令に対する不服従や手続への妨害に制裁が科されていた根本的な目的は、「権威への不敬」という性質を帯びた当該行為に対して、刑罰を科すことにあったのである。このように、法廷侮辱とは、かつては王ないし司法の威厳を損なうことであった。

このような史的背景にもかかわらず、現在の侮辱原則には、王ないし司法の威厳に対する不敬に刑罰を科すという意味合いはないとみられる。実際にどの時代に、侮辱原則が手続の保護を目的とするに至ったかという点は、行為類型によって差があるため、不確かである。ただし、たとえば、公表による侮辱については、少なくとも18世紀には、裁判所は、係争中の公正な裁判を妨害する傾向にある事柄を公表した人物に、刑罰を科しはじめたとされている¹²。当時の事例の中で、公表による侮辱を扱ったものとしては1742年のイブニング・ボ

¹¹ ただし、記事の公表による法廷侮辱を行った者が有罪判決を受けたとされる初めての事例は、1720年のプール事件（*Pool v Sacheverel* (1720) 1 P. Wms. 675）である。See, *Report of the Committee on Contempt of Court*, (1974), Cmnd. 5794, at para 5.

¹² Eady and Smith, *supra* note 10, 18.

スト事件¹³が挙げられる。この事件を審理した大法官（Lord Chancellor）は、「裁判所に課せられた義務は、手続を誤った方向に導こうとするものから手続を保護すること以上には存在しない」¹⁴と述べたうえで、「本裁判所に対する侮辱は、事例の審理前に、当該事例の実体的事項に関して、全般的に妨害していたことである。…これが法廷侮辱であることには、なんら疑いはない」¹⁵と結論付けている。この発言からは、当時すでに、裁判所は、手続が誤った方向に導かれないように保護される必要性を認めており、法廷侮辱罪の成否が、手続に対する妨害との関係で判断されつつあったことが窺える。

また、近年では、旧来の権威保護的性格付けをむしろ強く否定しようとする意見が、多くの判例に見られる。このことについて、たとえばサーモン判事（Lord Salmon）は、1980年のBBC事件¹⁶の中で、「『法廷侮辱』という表現は、歴史的根拠を疑いなく有している。しかし、その表現は、最も誤解され易い。法廷侮辱の対象は、裁判所の権威の保護ではなく、司法運営の保護である」¹⁷と述べているし、また、スカーマン判事（Lord Scarman）も、同事件の中で、「法を見直し、古くて誤解を生ぜしめやすい『法廷侮辱』という文言を削除する時期がやってきたように思う」¹⁸と述べ、「侮辱」という言葉によって表象される「権威に対する犯罪」という意味合いを、法廷侮辱から払拭すべきと考えていた¹⁹。つまり、侮辱原則が保護の対象とするものは、法廷侮辱の概念が成熟していくにつれて、王ないし裁判所そのものの威厳から、司法運営そのものへと変化し、現在に至っているのである²⁰。

¹³ *The St. James's Evening Post Case* (1742) 26 ER 683.

¹⁴ *Ibid.*, at 683.

¹⁵ *Ibid.*, at 685.

¹⁶ *A-G v BBC* [1980] 3 All ER 161.

¹⁷ *Ibid.*, at 170, per Lord Salmon.

¹⁸ *Ibid.*, at 184, per Lord Scarman.

¹⁹ 1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）において、クロス判事（Lord Cross）は、「『法廷侮辱』とは、適正な司法運営に対する妨害である」にもかかわらず、「それが裁判所の権威を貶めることであるかのごとく」誤解を生ぜしめるような名称で示されていることについて、「不運である」と述べた（*A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54, at 83, per Lord Cross）。

²⁰ 判例においても、現代的な意味において法廷侮辱の対象となるのは、「司法

このように、現代的な意味での侮辱原則は、公正な裁判および適正な司法運営の保護を目的として適用される原則のひとつである。では、裁判所は、いかなる行為を法廷侮辱とみなし、排除の対象とするのだろうか。

1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）²¹において、モリス判事（Lord Morris）が述べたところによると、法廷侮辱とは、「裁判所命令への不服従を包含するだけでなく、自由の許容される境界線を越えて裁判所の面前の手續を妨害する行為類型、または様々な公表」²²であるという。つまり、侮辱原則の目的たる公正な裁判および適正な司法運営の保護とは、裁判所の下した命令や判決が十分に機能し、裁判所に対する妨害行為のない状態の確保を意味し、この状態を侵害する行為一般が、法廷侮辱とみなされるのである。

ただし、法廷侮辱に対して行われる抑制または制裁が訴訟に関与する当事者や裁判所の利益のために行われるものではないことには、注意が必要である。前出のモリス判事は、同事件の中で、法廷侮辱に対する抑制または制裁が行われる理由について、以下のように述べた。

「裁判所は、秩序付けられたコミュニティの中で、紛争の平和的解決と法または秩序の維持のために設けられている。そのコミュニティ全体の利益において、裁判所の権威が危険に晒されないこと、そして市民が裁判所を頼みの綱とすることが、不正な妨害の影響を受けないことは必須である。そのような不正な妨害が抑制される場合、その抑制は、司法を運営する責任を負っている人々が裁判所の権威に関連しているがゆえになされるのではない。それは、この国で認められている裁判所がその権威を貶められ、他に取って代わられるほどに侮辱（flout）されるとしたら、まさに、秩序付けられた生活の構築が危険に晒されるがゆえに、なされるのである」²³。

この発言からわかるように、侮辱原則の目的であるところの公正な裁判および適正な司法運営の利益は、個々の訴訟当事者や訴訟を運営する裁判官の保護

を運営しようとしている個々の裁判所や裁判官ではなくて、司法そのもの」であると明言されている。See, *A-G v Leveller Magazine Ltd* [1979] 1 All ER 745 at 749, per Lord Diplock.

²¹ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

²² *Ibid.*, at 66, per Lord Morris.

²³ *Ibid.*

にあるのではなく、公衆全体の利益であると解されている²⁴。それゆえ、法廷侮辱に対する何らかの措置を裁判所が行なった場合に、それが訴訟の一方当事者による申立てに基づくものであったとしても、当該措置は、一方当事者個人の利益のためになされるわけではない。さらにいえば、法廷侮辱行為の影響によって不当な裁判が行われた結果、当該裁判によって出された判決を破棄することにより、個人を救済するという方法をもってしても、公衆の利益が回復されたとはいえないのである。いわば、侮辱原則による制裁の目的は、行為者に対する責任の追及というよりも、むしろそれによる抑止効に重点を置くものともみることができる²⁵。

以上のように、法廷侮辱原則は、800年以上の古い歴史を有し、その発生期には、権威に対する不敬を行った者を処罰するために用いられる原則として存在していた。しかし、現在の意味においては、侮辱原則は、公正な裁判や適正な司法運営の保護のために用いられる原則として存在しており、旧来の性格は払拭されつつある。侮辱原則のそのような目的は、公衆全体の利益として認識されており、侮辱に対する制裁は、個人の利益の救済よりも、むしろ侮辱行為に対する抑止を期待して行われているとみることができる。

²⁴ タイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）の中で、サイモン判事（Lord Simon）は、「侮辱原則は、適正な司法運営における公衆の利益を正当化する手段である」と述べている（*A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 78, per Lord Simon.）。

²⁵ 法廷侮辱は、一般に、「民事侮辱（civil contempt）」と、「刑事侮辱（criminal contempt）」とに分類されている。民事侮辱は、裁判所命令や判決に対する不服従によって行われる類型であり、行為者に服従を強制することによって、損害の回復が可能となる場面がある。他方、刑事侮辱は、妨害によって行われる類型であり、犯罪を構成する。本稿で扱う偏見報道等の公表による侮辱は、後者に当たる。ただし、イギリスの裁判所におけるこの分類の混同については、以下を参照。See, Miller, “the Contempt of Court Act” [1982] Crim. LR 71 at 80, *Wellesley v Duke of Beaufort* [1824-34] All ER Rep 198 at 205, per Lord Brougham LC and *A-G v Newspaper Publishing plc* [1987] 3 All ER 276 at 294, per John Donaldson MR.

第2節 「公表」による法廷侮辱

上述のように、侮辱原則は、公正な裁判ないし適正な司法運営を保護するために、それらを妨害するさまざまな行為形態²⁶について制裁を予定している。そして、この制裁は、手続外で行われる妨害行為に対しても向けられており、このような妨害行為には、報道等の「公表」²⁷による手続妨害行為も包含される。公表による侮辱に対しても、他の種類の侮辱と同様に制裁（侮辱に該当する公表が事前に予測される場合には、公表延期命令²⁸、すでに公表が行われた場合には、刑罰）の加えられる場合がある。

公表による手続妨害が侮辱と判断されるのは、当該公表が特定の者に対して予断や圧力といった不当な影響を及ぼすことにより、その手続の適正さおよび公正さが貶められた場合である。裁判手続との関係上、ここでいう特定の者となりうるのは、当事者、証人および裁判所の構成員等²⁹のすべての訴訟関与者である。当事者に影響が及ぼされる公表行為は、たとえば、私人訴追を行おうとする者を支援するキャンペーンを行うことで、私人訴追の相手方たる一方当事者を不利な状況に追い込むこと³⁰や、民事訴訟において、当事者の望んでいない解決策に妥協するよう圧力をかける³¹といった形態で行われる。これらの公表は、裁判所へのアクセス権の侵害や、公正な裁判を受ける権利の侵害に当たることを理由として、侮辱と判断される。証人については、証言をしな

²⁶ 注25で述べた刑事侮辱・民事侮辱の他、法廷内にテープレコーダー等の録音機器を持ち込む行為も法廷侮辱に当たり、当該機器を没収する命令が下される（1981年法9条）。

²⁷ 「公表」の定義については、注8および第3章第2節参照。

²⁸ 個別具体的な公表に対して、延期命令が下されることは稀である（過去に、公表延期命令が下された例としては、以下に述べるサンデー・タイムズ事件がある）。ただし、特定の裁判手続に関する内容について、概括的に公表を延期するよう求める命令が下されることがある（1981年法4条(2)）。

²⁹ 公表が裁判所に与える影響については、第4章第1節参照。

³⁰ *A-G v News Group Newspapers Ltd* [1988] 2 All ER 906.

³¹ 以下に述べるサンデー・タイムズ事件で論点となった公表は、この形態によるものであった。ただし、本件は、公表延期命令の正当性について判断された事例である。

いよう促す圧力をかける公表³²や、証言を混乱させるような情報の流布等の行為³³が、侮辱と判断される。また、裁判所の構成員に対して予断や偏見を抱かせる行為も、侮辱に当たる³⁴。このように、公表による法廷侮辱は、訴訟に関与するすべての者に対して影響を及ぼしうる行為類型であり、また、ひとたび影響が生じると、その回復が困難なので、事前の公表延期命令や、刑罰による抑止が期待されている。

しかしながら、直接的または間接的に言論を抑制するような侮辱原則については、特に20世紀以降、その正当性が問題となることがあった。この点に関するリーディングケースは、最終的にヨーロッパ人権裁判所（European Court of Human Rights）での判断を受けたサンデー・タイムズ事件³⁵である。

サンデー・タイムズ事件の概要は、おおむね以下のようなものである。1960年代、イギリスでは、製薬会社のディスティラーズ社（Distillers）が製造・販売した薬品によって、サリドマイド禍が巻き起こっており、その被害者らは、ディスティラーズ社を相手取り、損害賠償を求める民事訴訟を起こしていた。サンデー・タイムズ紙は、この民事訴訟について意見を述べる「公表」を行っ

³² 主に民事手続に関して生じる問題とされている。この点については、See, Miller, *Contempt of Court*, (3rd edn., Oxford, 2000), 382ff.

³³ See, e. g. *R v Daily Mirror, ex p Smith* [1927] All ER Rep. 60. 第4章第2節参照。

³⁴ 裁判所に影響を及ぼしうる公表の内容については、第4章第2節参照。

³⁵ 本稿では、イギリス国内における高等法院女王座部（High Court of Justice Queen's Bench Division）、上訴裁判所（Court of Appeal）、および貴族院（House of Lords）での裁判、ならびに、その後ヨーロッパ人権裁判所で争われた一連の事件を総称して、「サンデー・タイムズ事件」ということにする。このうち、国内での裁判に限って示す場合には、「197×年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（審級）」という。サンデー・タイムズ事件に関する日本語の論評としては、内田力蔵「イギリスにおけるサリドマイド裁判について(1)～(6)」ジュリスト557号85頁・559号104頁・560号126頁・561号99頁・562号85頁・564号103頁（1974年）、内田力蔵「イギリスにおけるサリドマイド裁判と裁判所侮辱」比較法研究36号184頁（1974年）、加藤紘捷「サンデー・タイムズ事件のヨーロッパ人権裁判所判決とイギリスにおける裁判所侮辱の基準」駿河台法学創刊号95頁（1988年）、江島晶子「イギリスにおける裁判所侮辱原則改正とヨーロッパ人権条約」明治大学大学院紀要1法学篇27号21頁（1990年）等を参照。

た。その意見では、ディステイラーズ社がすでに提示していた和解金額が批判され、より多くの賠償がなされるべきことが主張されていた。また、ディステイラーズ社が、人の身体に害のある薬品を市場に流通させた責任を負うべきことが主張されていた。これに対しディステイラーズ社は、サンデー・タイムズ紙が行った公表について、侮辱罪を認定し刑罰を決定する手続を行うよう、法務総裁（Attorney General）に申立てたが、法務総裁は、これに応じなかった。しかし、その後、サンデー・タイムズ紙がさらに類似の公表を行おうとしたので、1972年、法務総裁は、それ以降の公表を延期させる命令を求め、裁判所に対して申立てを行った。これにより、当該延期命令を許可するか否かを決する手続が開始されたのであった。

第一審の高等法院女王座部³⁶では、当該延期命令の対象となった公表が、当該民事訴訟の被告たるディステイラーズ社に対して不当な圧力をかけるものであり、その結果、ディステイラーズ社が当該民事訴訟の中で自由に行動する権利を侵害されるであろうことが認定された。そして、この侵害は、手続に対する重大な妨害に当たると判断された³⁷。他方、サンデー・タイムズ紙は、サリドマイドの惨事に関する情報を公衆に知らせる権利と義務を自らが有していると主張したが、高等法院は、サンデー・タイムズ紙の利益とディステイラーズ社の利益との衡量を行わず、サンデー・タイムズ紙の主張を却下した。このとき、高等法院は、この二つの対立する利益の比較衡量が裁判所の任務ではないとし、また、侮辱に関する先例によれば、手続に対する重大な妨害が生じるであろう場合には、それを制限することが司法の役割であると考えた³⁸。このような見解に基づき、高等法院は、当該命令の発付を認めた。

この判断に対し、サンデー・タイムズ紙は上訴を行った。そして、第二審の上訴裁判所³⁹では、裁判官らや証人に対して影響を及ぼすことによって、または当事者の人間性などを批判することによって、訴訟を妨害する現実的かつ実質的危険を生ぜしめる論評が公表されてはならないことが認められた⁴⁰。ただ

³⁶ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1972] 3 All ER 1136.

³⁷ *Ibid.*, at 1142, per Lord Widgery CJ.

³⁸ *Ibid.*, at 1145, per Lord Widgery CJ.

³⁹ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 1 All ER 815.

⁴⁰ *Ibid.*, at 821, per Lord Denning MR.

し、上訴裁判所は、このような公表が認められないのは、手続が係争中の場合、または裁判所の面前で現に審理に付されている場合に限られると考えた⁴¹。この前提のもとで、上訴裁判所は、当該公表の対象となった民事訴訟が和解交渉のために一時中断状態であったから、当該公表が予断の危険を生じさせるおそれはないと判断した⁴²。その結果、上訴裁判所では、当該公表延期命令の発付は認められなかった。

上訴裁判所の判断を不服として、法務総裁は、貴族院への上訴を行った⁴³。貴族院はまず、侮辱原則の目的は、そもそも個々の訴訟当事者の保護にあるのではなく、司法運営に対する妨害を排除することにあると認めた⁴⁴。また、貴族院は、裁判は結審してはじめて係争中でなくなると考え、当該民事訴訟が一時的に中断状態であったことを理由に手続に対する公表が許容されたとした上訴裁判所の判断を、否定した⁴⁵。そして、貴族院は、当該記事の公表の是非について、特定の解決策に妥協するよう、一方当事者たるディスティラーズ社に対して圧力をかける公表⁴⁶が、適切かつ適法な範囲を超えて自由に行われうるとしたら、潜在的な被告または原告を含む市民が、紛争の解決を望むことができなくなる⁴⁷と述べ、サンデー・タイムズ紙による当該公表は、公衆の利益に反すると判断された。また、訴訟について判断を下す権限を有するのは裁判所に限られるにもかかわらず、サンデー・タイムズ紙の予定していた記事は、この裁

⁴¹ *Ibid.*, at 822, per Lord Denning MR.

⁴² *Ibid.*, at 822, per Lord Denning MR.

⁴³ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

⁴⁴ *Ibid.*, at 60, per Lord Reid.

⁴⁵ *Ibid.*, at 65, per Lord Reid, at 74, per Lord Diplock and at 79, per Lord Simon.

⁴⁶ いわゆる「プレッシャーの基準 (pressure test)」を援用した。本件で、サンデー・タイムズ紙によって公表された記事は、ディスティラーズ社に対し、より多くの賠償をすべきとの圧力をかけようとするものであった。このように、訴訟当事者に対して特定の作為または不作為を求め、訴訟の中で当該当事者が望んでいなかった態度をとるよう圧力をかけることは、侮辱に当たると判断された。このような行為を侮辱とみなす基準は、「プレッシャーの基準」と呼ばれている。

⁴⁷ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 67, per Lord Morris and at 76, per Lord Diplock.

判所の判断権を越えて当該民事訴訟の結果を予測し、また判断を下すものであり、これがいわゆるプレジャッジメント（prejudgement）⁴⁸に当たるとして、手続の係争中には公表されるべきでないとした⁴⁹。これらの理由によって、貴族院は、当該公表延期命令の発付を認めたのであった。

以上のような国内裁判所の判断を不服としたサンデー・タイムズ紙は、ヨーロッパ人権委員会（European Commission of Human Rights）に申立てを行った。委員会において、イギリス政府とサンデー・タイムズ紙との和解調停がなされたが、相容れず、この事件は、ヨーロッパ人権裁判所で審理されることとなった⁵⁰。

サンデー・タイムズ紙は、当該公表延期命令が表現の自由を保障するヨーロッパ人権条約（the European Convention on Human Rights）10条に違反するとして申立てを行った。他方、イギリス政府は、当該公表延期命令が「同条約10条2」にいう表現の自由の保障に関する例外に合致するものであると主張した。また、同条約6条により保障される公正な裁判を受ける権利、すなわちここではディステイラーズ社の公正な裁判を受ける権利は、10条2にいう「他の者の権利」であり、この制限によって、表現の自由の保障は譲歩されるべきであると主張した。

ヨーロッパ人権裁判所は、その審理に当たって、当該公表延期命令が10条2にいう例外の要件を満たしているか否かを判断するために、以下の三要件⁵¹につき検討した。第一に、本件において、サンデー・タイムズ紙に下された公表

⁴⁸ 「プレジャッジメント（prejudgement）」については、さまざまな訳語が当てられている。ここでいう「プレジャッジメント」とは、裁判所の判断権をこえて、裁判所においてまだ決せられていない事柄につき断定し、公表することをいう。その公表内容が、裁判所の将来的な判決と一致するか否かを問わず、裁判所がいまだ判断を下していない内容につき断定することが、裁判所の権威に対する公衆の信頼を貶めることにつながるとして、侮辱に当たると判断された。裁判所に予断や偏見を与えるか否かという点は、ここでは問題とならないので、混同を避けるために、「予断」という訳語は当てないことにする。プレジャッジメントの基準については、第3章第1節第2款A（ii）参照。

⁴⁹ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 64 and 65, per Lord Reid and at 84, per Lord Cross.

⁵⁰ *Sunday Times v United Kingdom* (1980) 2 EHRR 245, [1979] ECHR6538 / 74.

⁵¹ 条約10条1項の表現の自由の制約を認める同条2項の解釈基準である。*Handyside v UK* (1976) 1 EHRR 737.

延期命令は、法によって定められたものであったか⁵²、第二に、当該公表延期命令は、ヨーロッパ人権条約に照らして正当な目的を有するものといえるか⁵³、第三に、当該公表延期命令は、「民主社会において必要」なものといえるか⁵⁴という点である。

第一の点について、同裁判所は、コモン・ロー上の侮辱原則が、明確性および予測性を備えていたと判断し、それゆえ当該原則が法定されたものであったことを認めた。第二の点について、当該公表延期命令の目的は、司法権の權威を保護することにあったと判断され、10条(2)にいう要件に合致することが認められた。その結果、6条にいうディステイラズ社の公正な裁判を受ける権利との優劣については、議論されなかった。第三の点について、同裁判所は、10条(2)にいう「必要」性がいかなるものを指すかにつき、それは「切迫した社会的必要性」を意味する、と述べた。そのうえで、同裁判所は、裁判所が社会から孤立して存在することはないので、手続に関する裁判所外での議論が包括的に禁止されてはならないと判断した。さらに、当該制限を受けた公表の対象となっていたサリドマイド事件が、公衆の関心事であることには疑いがなく、このような公衆の関心は、裁判所の權威の保護に劣るものではないと判断された。このような検討の結果、当該公表延期命令は、10条に違反すると認定されたのであった。

以上のような判断を受けた結果、事実上、イギリス政府は、侮辱原則の修正を義務付けられることとなった。そして、この判断は、1981年法制定の契機の一つとなったのであった。

第3節 現在の法廷侮辱原則

以上で述べたサンデー・タイムズ事件を契機の一つとして、法廷侮辱原則は、表現の自由との均衡を図る途を歩むことになった。では、現在の法廷侮辱原則は、どのようなものになっているのだろうか。以下ではコモン・ロー上の侮辱原則について調査を行い、1981年法制定に当たって結果的に多くの勧告をなし

⁵² *Sunday Times v United Kingdom* (1980) 2 EHRR 245, [1979] ECHR6538 / 74 at paras 46 ff.

⁵³ *Ibid.*, at paras 54 ff.

⁵⁴ *Ibid.*, at paras 58 ff.

たフィリモア委員会報告（Phillimore Committee Report）⁵⁵の内容について確認するとともに、制定法を含めた現在の法廷侮辱原則について考察する。

フィリモア委員会は、コモン・ロー上の侮辱原則を修正する必要性の有無またはその程度を検討するために、1971年に立ち上げられた。委員会での検討中にサンデー・タイムズ事件が生じたため、同事件の貴族院での判決をまって、報告が提出された。

フィリモア委員会は、まず、イギリスの法制度にとって、侮辱原則による司法運営の保護そのものが必要であることを提言した⁵⁶。このような前提のうえで、公表による侮辱行為に対する刑罰や制限もまた、必要かつ正当であるとした⁵⁷。表現の自由を擁護する立場から批判がなされていたにもかかわらず、委員会が公表行為に対する制限を容認したのは、以下のような理由によるものであった。すなわち、とりわけメディアによる公表については、印刷または放送された言葉が特別な影響力を有するがゆえに、侮辱にあたる公表がなされないよう保障されなければ、適正な司法運営は十分に保護されないこと⁵⁸である。

委員会がこのような立場を採ったことにより、公表による侮辱については、客観的要件の充足のみで有罪を認定することを意味する厳格責任原則（strict liability rule）⁵⁹の適用が、コモン・ローから継続されることとなった⁶⁰。ただし、一般市民の行為については、厳格責任原則の適用が制限されるべきであること

⁵⁵ *Report of the Committee on Contempt of Court*, (1974), Cmnd. 5794. 当時、フィリモア卿（Lord Phillimore）が、委員会の議長を務めていたことから、この報告書は、フィリモア委員会報告（Phillimore Committee Report）とよばれている。

⁵⁶ *Ibid.*, at paras 2 and 10.

⁵⁷ *Ibid.*, at para 73.

⁵⁸ *Ibid.*, at para 74.

⁵⁹ 厳格責任原則が適用される場合、ある行為が過失によるものであったか、または意図的になされたかといった行為者の主観は、犯罪の成立要件とならない。この原則は、公衆の福祉に影響を与える諸活動には一定基準の注意義務があることを周知徹底させるために適用されるといわれている（S.W. スチュアート・大谷実・熊谷丞佑訳『現代イギリス刑法 その基本原理と改革の動向』（成文堂・1974年）80頁以下参照）。法廷侮辱罪の主観的要件については、第3章第1節参照。

⁶⁰ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 74.

も提案された⁶¹。その理由は、第一に、司法運営において妨害的な雰囲気を作り出すような危険や、裁判所に対する公衆の信頼が損なわれるような危険の生じる可能性は、それが一般市民の個人的行為による場合には、低いと考えられること、第二に、仮に、かかる一般市民の個人的行為によって妨害の危険が生じるとしても、一般公衆は、自らの行為によって係争中の手続に影響を与えうることを認識できないため、その個人的行為に対し刑罰を科すことは、正当でなくまた実用的でもないことであった。このような考慮から、「広く公衆に対してなされた、いかなる形態かを問わない演説、書籍、放送、または他の伝達手段」により侮辱が行われた場合にのみ、厳格責任原則が適用されるべきとの勧告がなされた⁶²。

フィリモア委員会は、このように、公表による侮辱に関する場面については、公表の定義を除いて、コモン・ローの立場を基本的に受け入れた。ただし、コモン・ロー上の侮辱原則の中には、表現の自由に対して抑制的な部分が存在していたことも確かであったので、コモン・ロー上の侮辱原則をそのまま踏襲することには否定的であった。委員会の関心は、侮辱原則における不明確性の除去と、表現の自由と若干有利となるよう均衡を整えることに向いており、ある公表行為が侮辱に該当するか否かを判断する基準は、制定法により定められるべきとして、提案がなされたのであった⁶³。

制定法による基準の確立を提言する中で、委員会は、まず、コモン・ロー上の基準を検討した。コモン・ロー上、一般的には、侮辱に当たる行為とは、手続に対する妨害の危険を作り出しそうな (calculate) 行為とされていた。しかし、このような定義に当てはまらない行為であっても、侮辱と判断される場合のあることが指摘された。たとえば、サンデー・タイムズ事件において論点となった「プレジャッジメントの基準」もそのひとつであった。委員会は、メディアがプレジャッジメントを行った場合、それが強い影響力を有することは、認めていたが⁶⁴、侮辱行為を認定する基準としての「プレジャッジメントの基準」に対しては、拒絶する姿勢を見せた⁶⁵。その結果、委員会によって新たに示さ

⁶¹ *Ibid.*, at para 77.

⁶² *Ibid.*, at para 80. この定義は、1981年法にそのまま反映されている。

⁶³ *Ibid.*, at paras 103-114.

⁶⁴ *Ibid.*, at para 109.

⁶⁵ フィリモア委員会がプレジャッジメントの基準を拒絶した理由は、以下の二

れた侮辱罪認定の基準は、「司法の過程が著しく妨害され、または偏見にさらされるであろう危険を、問題となっている公表が作り出すか否か」というものであった。コモン・ローでは、妨害や偏見の危険を「作り出しそうな」という表現が一般的であったが、委員会による提案では、この曖昧な文言が削除された。この提案の目的は、形式的には法廷侮辱の要件を満たすが、刑罰を科すに値しないほど些細な侮辱を、刑罰の科される対象から明示的に除外することにあった⁶⁶。この点は、明確な基準の確立という点で、評価を受けている⁶⁷。このように、フィリモア委員会の提案は、公表に対する侮辱原則適用の制限や縮小ではなく、公表を制限する場合に用いられる基準の明確化に向けられたものであった。

以上のフィリモア委員会の提案は、新聞編集者や放送局等から参考意見を聴取したうえで作成されたものであったので、特にニュース・メディアによって支持された。しかしながら、提案を受けたイギリス政府が提示した緑書（Green Paper）⁶⁸によれば、政府は、フィリモア報告の提案のとおり立法する用意をなしてはならず、事実上、委員会の提案は、いったん政府によって却下された。その後、サンデー・タイムズ対連合王国事件におけるヨーロッパ人権裁判所の判断が出され、コモン・ローの修正に向けた直接的な圧力が生じた。そして、法廷侮辱に関する立法が行われる際、改めて、フィリモア委員会報告が参照されることとなり、同報告は、1981年法制定に、結果的に多くの影響を及ぼしたのである⁶⁹。

点にある。第一に、当該基準が確立されたサンデー・タイムズ事件は、民事訴訟の当事者に対して新聞が圧力をかけるという特異な事例であり、先例としての価値に乏しいこと（at para 109）、第二に、プレジャッジメント行為そのものからは、「妨害の危険」の程度や内容を知ることができないこと（at para 111）であった。

⁶⁶ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 113. いわゆる技術的侮辱（technical contempt）については、第3章第1節参照。

⁶⁷ Lowe and Sufrin, *the Law of Contempt*, (3rd edn., Butterworth, 1996), 99.

⁶⁸ *Contempt of Court ; a discussion paper*, (1978) Cmnd. 7145.

⁶⁹ ヘイルシャム卿は、「フィリモア報告の主要な勧告をできる限り履行すること」、および「イングランドおよびウェールズの侮辱原則と、サンデー・タイムズ事件に関するヨーロッパ人権裁判所の決定との調和を図ること」等が1981

1981年法⁷⁰は、サンデー・タイムズ事件を契機とし、上述のフィリモア委員会報告を参考にして立案された。ただし、1981年法は、侮辱原則すべてを包含する法律ではない点に注意が必要である。たとえば、1981年法は、妨害の意図に基づいて行われた侮辱については、コモン・ロー上の侮辱原則を適用する旨定めている（6条(c)）。また、公表による侮辱については、厳格責任原則の適用を受け継いでおり、この意味で、1981年法に規定されているものの中にも、コモン・ロー上の侮辱原則が引き継がれている部分がある⁷¹。

すでに述べたように、侮辱原則はその目的の広範さから、多様な行為形態に対する制裁を予定しているがゆえに、制定法のみによって、それらすべてを包含することは、困難である。したがって、あらゆる侮辱行為に対応していくためには、発展や拡張の可能なコモン・ローの適用の継続が望まれた。他方で、コモン・ロー上の侮辱原則には、修正を必要とされる部分が存在していたことは明らかであり、コモン・ローすべてが適用され続けるならば、1981年法の制定意義を欠くことになる。このような考慮から、1981年法が、コモン・ロー上の侮辱原則の一部を明確に廃止している部分がある。たとえば、公表による侮辱に対する厳格責任原則（strict liability rule）⁷²の適用のあること自体は、コモン・ロー上の侮辱原則を踏襲した部分であるが、その適用範囲は、1981年法によって限定されている。このように1981年法は、コモン・ロー上の侮辱原則と並存しながらも、それを制御する役割をも担う法律として規定されている。

年法制定の目的であると述べている。415 HL Official Report (5th series) col 660, per Lord Hailsham.

⁷⁰ 1981年法について解説する論文として、以下を参照。See, e.g. Lowe, “The Strict Liability Rule” (1981) 131 New LJ 1167 ; Lowe, “Contempt of Court Act 1981” [1982] PL 20 ; Bailey, “The Contempt of Court Act 1981” [1982] 45 Modern LR 301 ; Miller, *supra* note 25 ; Cooke, “Contempt, the strict liability rule and the contempt of court act 1981” [1983] 5 Liverpool LR 35.

⁷¹ 裁判所も、コモン・ローと制定法とが並存している状況について容認している。See, *A-G v News Group Newspapers plc* [1988] 2 All ER 906 at 920, per Watkins LJ.

⁷² 厳格責任原則の適用される犯罪とは、行為の意図がいかなるものであったかという行為者の主観的要素を要件とすることなく、客観的要件が充足されたことのみをもって成立する犯罪をいう。厳格責任原則については第3章第1節参照。

以上のように、フィリモア委員会報告およびサンデー・タイムズ事件は、コモン・ロー上の侮辱原則を修正する契機となった。ただし、それらは、いずれも侮辱原則の廃止を目的とするようなものではなかった。しかしながら、そうであるからといって、コモン・ロー上の侮辱原則の中で、表現の自由に対して過度に制約を科していると思われる部分を存置することが望ましくないのは、明らかである。それゆえ、1981年法は、表現の自由の保障に配慮した規定を取り入れ、コモン・ローを修正している。このような1981年法の修正は、侮辱を認定するために用いられる基準の明確化や、抗弁規定の充実化にみられる。このように、現在の侮辱原則は、コモン・ローとこれを制御する1981年法を中心として、成り立っている。

第4節 小括

以上のように、侮辱原則は、800年ほど前のその発生期には、裁判所の権威に対する不敬を行った者に刑罰を科すために適用されていた。その後の発展によって、同原則は、適正な司法運営ないし公正な裁判を保護するために適用される原則と位置づけられるようになった。

この侮辱原則の、とりわけ公表に対して制裁を行う側面については、表現の自由を擁護する立場から批判がなされてきた。他方、イギリスでは、今もなお、メディアによって公正な裁判が妨害される場合、その侵害の程度が大きく、回復が困難であること等を理由として、公正な裁判を報道から保護する必要があると考えられている。その結果、現在の侮辱原則は、表現の自由との対立という問題点を乗り越えるため、曖昧な基準の改廃をなし、また、新たに抗弁規定等を設けた1981年法の制定によって、公正な裁判の保護と表現の自由の保護との調和を図るものとなっているのである。

では、1981年法は、表現の自由の保護と適正な司法運営ないし公正な裁判の保護との均衡を、いかにして図っているのだろうか。以下第3章では、公表による法廷侮辱罪の成立要件や、抗弁について考察することを通じて、この点を明らかにしたい。同時に、コモン・ローと1981年法とを通じて受け継がれている理念を考察することで、侮辱原則が排除の対象としている公表とそれを排除する目的についても明らかにしたい。

第3章 法廷侮辱罪

第1節 法廷侮辱罪の客観的要件と主観的要件

第1款 客観的要件と主観的要件の概観

すでに述べたように、法廷侮辱原則が保護するのは、適正な司法運営ないし公正な裁判である。ディプロック判事 (Lord Diplock) が、1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件 (貴族院)⁷³において述べたところによれば、司法運営が保護されているといえるのは、以下の三点が満たされている場合だという⁷⁴。すなわち、

- ・司法権へのアクセスが、市民に保障されていること⁷⁵、
- ・予断や偏見がなく、裁判所の面前で適正に提示された証拠のみに基づく裁判所の判断が、市民にとって利用可能であり、信頼の置けるものであること、
- ・ある市民に対して裁判所が下した判断が他の者によって妨害されないことが、市民に保障されていること⁷⁶

である。公表による侮辱罪に関して問題となるのは、この第二番目である。裁判所が公表によって予断を抱くに至った場合には、その裁判所の判断は信頼のおけないものとなり、市民は公正な裁判を期待することができない。それゆえ、そのような影響を与える公表を排除しなければ、適正な司法運営は全うされない。したがって、公表による侮辱が犯罪とされるのは、第一に予断のない公正な裁判所を保護し、第二にそのような裁判所に対する公衆の信頼を保護しなければならないという要請に基づくものだといえる。そして、このことについて

⁷³ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

⁷⁴ *Ibid.*, at 72, per Lord Diplock.

⁷⁵ 第一番目の要求に反するとされる侮辱行為は、当事者に対して、不公正な圧力をかける行為である。この類型に当たる事例は、それほど多くはないが、これについては、不公正な圧力と公衆の正当な議論との境界線が曖昧であることが問題視されている。See, Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 73.

⁷⁶ 第三番目の要求に反する行為は、司法制度全般について討論し、または意見を述べる行為である。このような行為が、特定の事件を妨害するとは考えにくい。コモン・ローでは、このような公表であっても制限される可能性がある。

は、フィリモア委員会も同様の見解を示しており⁷⁷、この理念は、1981年法によっても継続して保持されている。

ただし、コモン・ロー上、法廷侮辱罪の認定に当たっては、裁判が実際に妨害され、裁判所に予断や偏見が生じたという事実が立証される必要はないとされていた。この点につき、コットン判事（Cotton LJ）は、1889年のハント対クラーク事件⁷⁸において「裁判所は、裁判官や陪審が妨害されたという結論に至る必要はない。もし、事案に関する適正な審理が妨害されそうだとすれば、その行為は、侮辱であり、また、そのような行為を抑制するための処罰の対象となる」⁷⁹、と述べている。ここで述べられているように、侮辱に該当する公表行為は、客観的に見た場合に手続への妨害の危険（risk）を生じさせる公表であると一般に解されている⁸⁰。したがって、コモン・ローにおける法廷侮辱罪の客観的要件は、「妨害の危険」が存在することであったといえる。

実際に裁判が妨害された場合、その裁判によって有罪判決を受けた被告人は、当該有罪判決の破棄を申立てることができる。このような方法によれば、現に妨害があったとしても、それにより侵害された被告人の利益は、回復可能であるといえるかもしれない。しかしながら、先に述べたとおり、イギリスの侮辱原則によって保護される適正な司法運営ないし公正な裁判の利益は、被告人あるいは当事者の利益ではなく、公衆の利益と解されている。この意味で、被告人の利益のみが回復される方法では、侮辱原則の目的を貫徹できない。したがって、裁判が実際に公正であることのみならず、公正を期してなされるべきことが重視される。このような考慮から、コモン・ロー上の侮辱原則は、妨害的行為に対するサンクションの適用よりも、妨害行為の防止に重点を置いていたのである。

以上のように、現実の妨害が生じてしまったあとでは、侮辱原則の目的であるところの公衆の利益を保護することが困難であるがゆえに、コモン・ローにおける法廷侮辱罪の客観的要件は、公表によって手続への妨害の危険が発生したことで足りると解されていた。この点は、1981年法においてもまた、原則的に受け継がれている。

⁷⁷ *Cmnd.* 5794, *supra* note 55, at para 74.

⁷⁸ *Hunt v Clarke* (1889) 58 LJ(NS)QB 490.

⁷⁹ *Ibid.*, at 492, per Cotton LJ.

⁸⁰ See, *Lowe and Sufrin*, *supra* note 67, 74.

また、コモン・ロー上、法廷侮辱罪の認定に際しては、例外なく厳格責任原則が適用されていたことに、注意が必要である。

厳格責任原則とは、行為の意図がいかなるものであったかという行為者の主観的要素を要件とすることなく、客観的要件が充足されたことのみをもって犯罪を成立させる原則をいう⁸¹。そもそも厳格責任原則は、19世紀なかばに公共の福祉を保護するために、市民活動や企業活動を大幅に規制する立法が行われたのと同時に発展してきた。これらの制定法が実現しようとしていた利益の確保のために、裁判所は、制定法の文言に行為者の主観的要素を特定する文言が含まれていないこと等を理由として、厳格責任原則を発展させたといわれている。このような厳格責任原則の適用が正当化される理由は、訴追側にとって被告人の主観的要素の立証が非常に困難なことにありといわれている⁸²。

厳格責任原則が適用される他の犯罪類型と同じく、侮辱原則の目的が公衆の利益の保護であることを根拠として、厳格責任原則は、公表を含めたすべての法廷侮辱行為について適用されていた。そしてその効果として、一般市民が法廷侮辱罪に問われる可能性のある行為をなすに当たっても、一定の注意義務が科されていたのである。

そもそも、厳格責任原則とは、行為者が行為に当たってその結果を誤認したり結果の予測を怠ったりしたに過ぎない場合であっても、当該行為者に刑罰を科そうとするものである。しかしながら、たとえば通常、一般市民は新聞の編集者などの職務に従事しておらず、自らの行為の結果を予測できない。このような職務上の責任を負っていない市民までもが、厳格責任原則の適用によって処罰されていたことは、市民に対して過度な負担を与えるという点で批判の対象となっていた⁸³。この点の解決を含め、1981年法では、主に主観的要件に関

⁸¹ Ormerod, *Smith & Hogan Criminal Law*, (12th edn., Oxford, 2008), 150. See, Lowe, “the strict liability rule” [1981] 131 New LJ 1167 and Cooke, *supra note* 70. 石堂淳「英米刑法における厳格責任」法学59巻5号（1995年）68頁70頁以下参照。

⁸² 厳格責任原則がはじめて適用されたといわれている1846年のウッドロー事件（*R v Woodrow* (1846) 16 LJ (NS) MC 122）でのパーク判事（Parke B）の見解による。この理論的根拠は、その後の事例において厳格責任原則が適用された根拠とほぼ同じであるといわれている。See, Ormerod, *supra note* 81, 151.

⁸³ Cmnd. 5794, *supra note* 55, at para 80.

連して、大きな修正がなされた。

1981年法は、1条から7条にかけて、特定の法手続⁸⁴を妨害する公表について扱っている。この中で大きな特徴は、1条以下において、厳格責任原則の適用を限定的に規定していることである。

1条 本法において、「厳格責任原則」とは、それにより、特定の法手続を妨害するおそれのある行為を、妨害の意図とはかかわりなく法廷侮辱として扱う法の原則を意味する。

このように、1条では、特定の手続を妨害する行為に対する厳格責任原則の適用を規定している。ただし、2条(1)は、以下のように規定している。

2条(1) 厳格責任原則は公表 (publication) に関してのみ適用される。そしてここにいう「公表」とは、広く公衆に対して、もしくは公衆の一部に対して表現された演説、文章、[プログラムサービスに含まれるプログラム]⁸⁵、またはあらゆる形態の伝達方法をいう。

さらに、1981年法2条(2)は、厳格責任原則が適用される行為を、「妨害の実質的危険 (substantial risk)」を作り出す公表に限定している。1981年法2条(2)は、以下のように規定している。

2条(2) 厳格責任原則は、問題となっている手続において、司法の過程が著しい妨害を受け、または不当な影響を受けるであろう実質的危険を生じさせる公表に対してのみ適用される。

ここにいう「妨害の実質的危険」とは、少なくとも文言上、コモン・ロー上の「妨害の危険」より限定的であり、2条(2)は、コモン・ロー上の侮辱原則による客観的要件を狭めるものであると考えられている⁸⁶。

1条および2条(1)によると、まず、厳格責任原則の適用射程は、個別具体的な法手続に対する妨害行為に限定される。そして、さらにその射程は、2条(1)により限定的に定義された公表、すなわち個人的な伝達を除く公表であって、

⁸⁴ 個別具体的な事例に関する裁判を意味する。司法全般を侮辱する公表については、コモン・ローが適用される。

⁸⁵ 括弧内の文言は、1990年報道法 (the Broadcasting Act 1990) 203条(1)、附則20第31条(1)によって挿入された。「プログラムサービス」とは、テレビ放送、音声報道などを言う。1990年報道法201条参照。

⁸⁶ Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 113.

2条(2)にいう妨害の実質的危険を生ぜしめる公表に限定される。ただし、このような定義に当たらない行為であっても侮辱となる場合もあるが、それらが侮辱と判断されるためには、6条(c)⁸⁷により妨害の意図が立証されなければならないとなった。

つまり、1981年法は、コモン・ロー上問題視されていた個人による伝達に起因する侮辱行為については、厳格責任原則を適用しないものとしている。また、メディアによる公表についても、コモン・ロー上の侮辱原則よりも明確かつ限定的な客観的要件を規定することによって、表現の自由に対する過度な侵害を防止しようとしている。これらの修正点は、表現の自由を保護する観点からなされたフィリモア委員会の提案を、おおむね受け継いだものでもある⁸⁸。

以上、コモン・ロー上の侮辱原則と1981年法それぞれにおける客観的要件および主観的要件の概観について述べてきた。これらの相違については、次のようにまとめることができる。

まず、コモン・ロー上の侮辱原則および1981年法のいずれも、公衆の利益たる適正な司法運営ないし公正な裁判の保護を目的とするものであるがゆえに、手続に対する実際の妨害が生じたことではなく、妨害の危険が発生したことを客観的要件として、侮辱行為を行った者に刑罰が科される。

次に、主観的要件については、コモン・ローは、行為者の主観的要件を問題とせず、客観的要件の充足のみで侮辱罪の成立を認める厳格責任原則を、すべての侮辱行為に適用していた。他方で、1981年法では、厳格責任原則の適用が公表に限定され、さらにその公表の行為形態も限定されている。これにより、厳格責任原則の適用範囲外にあるすべての行為については、妨害の意図の立証が必要とされる。さらに、厳格責任原則の適用のある公表による法廷侮辱についても、侮辱行為によって発生した危険の認定の際にはコモン・ローよりも限定的な基準が用いられ、この点でも、侮辱罪となる公表行為の幅は、実質的に縮小されている。

以上のように、1981年法が厳格責任原則の適用射程を限定したことにより、主観的要件に関しては、コモン・ローと1981年法との差異がみられる。ただし6条(c)は、厳格責任原則の適用範囲外の行為については、コモン・ローによ

⁸⁷ 6条(c)については、第3章第1節第3款B参照。

⁸⁸ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 113.

り刑罰を科すことを可能としているので、コモン・ロー上の基準は、妨害の意図の立証のあることを要件として、1981年法制定後も適用される。以下では、コモン・ローおよび1981年法上の客観的要件および主観的要件につき、さらに詳述する。

第2款 客観的要件

A コモン・ローの立場 (i) **妨害の危険** 侮辱を行った者に対する刑罰を決定する手続は、古くから陪審によらない手続によって行われている⁸⁹。また、コモン・ローにおいて、その手続は、裁判所の申立てによって行われることが主流であった。この意味で、侮辱を行った者に刑罰を科す手続は、裁判所が独断で開始し、即決で行うことも可能であったから、当該手続を行う裁判所の権限は、非常に強力なものであった。そして、現に手続への妨害が発生したことではなく、妨害の危険が発生したことのみをもって刑罰が科される公表による侮辱の局面においても、この権限の強力さは例外ではない。裁判所のこのような強力な権限は、裁判所自身さえ、その濫用を懸念するほどのものであった⁹⁰。

コモン・ローにおいて、侮辱を扱うこのような権限の濫用を抑制するために、裁判所は、客観的要件の制限を試みてきた。このことは、「技術的侮辱 (technical contempt)」とよばれる法理の発展の中にみられる⁹¹。技術的侮辱の法理とは、いかなる行為が法廷侮辱罪を認定する手続の対象となりえるかを考慮する基準の一つである。この基準によれば、手続を妨害するような意見が公表された場合には、当該公表は、まず、技術的侮辱と評価される。そして、公表による危険の程度がわずかなものである場合、その公表は、侮辱を認定す

⁸⁹ 刑事法廷侮辱は、一種の刑事犯罪であるが、それを認定する手続は、独特な形態で行なわれる。法廷侮辱を扱う手続については、以下を参照。See, Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 475 ff.

⁹⁰ *The Republic of Costa Rica v Erlanger* (1877) 36 LT 332, at 333, per Jessel MR and *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54, at 74, per Lord Diplock.

⁹¹ 技術的侮辱についての言及した事例としては、以下を参照。See, e.g., *Hunt v Clarke* (1889) 58 LJ (NS) QB 490 and *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

る手続や刑罰の対象から外される。つまり、コモン・ローにおいては、客観的要件の評価は、二段階に分けられていた。はじめに、行為そのものが形式的に侮辱とみなされるか否かが判断され、次に、その行為によって生じる危険の程度が判断され、この二つの要件の両方を充足する行為が、侮辱罪を認定する手続の対象となると考えられていたのである。

この技術的侮辱の概念の意味するところは、コモン・ロー上の侮辱罪の客観的要件が、刑罰を科すことが正当化されないほど些細な危険しか発生させない行為をも、包含していたことを意味する。コモン・ローにおいては、法廷侮辱罪の客観的要件が、あまりにも幅広い行為を包含するがゆえに、技術的侮辱の概念を用いて、危険を生じさせる程度の低い行為を侮辱罪の対象から除外しなければ、侮辱行為を処罰する権限の濫用を抑止できなかったのであろう。

では、刑罰を科すことや命令を下すことが正当化されるほどの、手続妨害の危険を生じさせる公表とは、いかなるものであろうか。コモン・ロー上、侮辱となる行為の基準は、1960年のダフィー・ナッシュ事件⁹²判決の中で示されている。

この事件では、重傷害に関する罪で有罪判決を受けた被告人の性格や素行について、ある新聞紙上で公表が行われた。公表の時点で、被告人に対する判決言い渡しはすでに終了しており、公表によって影響が生じるとすれば、それは上訴審を扱う裁判官に対するものであった。パーカー判事（Lord Parker CJ）は、上訴審を扱う裁判官が公表による影響を自ら排除することができるとうえで⁹³、当該公表による法廷侮辱は成立しないと判断した。その際、パーカー判事は、侮辱罪を構成する行為を、「[妨害の一引用者注] 現実的危険が存在する」⁹⁴行為と位置づけた。

また、同じく侮辱となる行為の基準について、レイド判事（Lord Reid）は、1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）で以下のように述べている。すなわち、「何らかの、しかし小さな[妨害の一引用者注]可能性しか

⁹² *R v Duffy, ex p Nash* [1960] 2 All ER 891.

⁹³ *Ibid.*, at 895, per Lord Parker CJ. ただし、上訴を扱う裁判官、すなわち職業裁判官がこのような影響から免れうるか否かについては、争いがある。第4章第1節参照。

⁹⁴ *Ibid.*, at 896, per Lord Parker CJ.

存在しないとしたら、その可能性は、裁判所による処罰を否定するような影響を及ぼすだろう」⁹⁵、というのである。この「何らかの」可能性しか有さない行為を、刑罰を科すに値しないものとしたレイド判事の意見は、それ以前のCOMMON・ローにおける技術的侮辱の定義⁹⁶をさらに狭めるものであったと解されている⁹⁷。このように、刑罰を科すことが可能な行為についての定義がなされたことは、判例上、客観的要件の明確化が進められたことを意味し、「妨害の危険」の概念は、事実上縮小されつつあったものと思われる。

（ii）侮辱行為によって妨害される手続 以上のように、COMMON・ローにおいては、手続に対する妨害の危険の発生を理由として、公表による侮辱行為が認定されていた。そして、ある公表によって手続が妨害される危険性が現実的なものでない場合、またはその危険性がわずかな場合には、その公表に対しては刑罰が科されていなかった。それでは、ここでいう妨害の対象となる手続とは、いかなるものを指していたのであろうか。

COMMON・ローにおいては、それは、特定の事件について現に審理を行っている裁判手続であるとされていた⁹⁸。しかし、1973年のタイムズ・ニューズペーパー社事件（貴族院）⁹⁹において、「プレジャッジメントの基準」¹⁰⁰が提示されたのを受け、侮辱原則によって保護されるべき手続の範囲は、いったん拡大した。

プレジャッジメントの基準とは、裁判所に係属している事例について、報道機関等がその事例に関する何らかの判断を事前になし（prejudge）、それを公表した場合、そのような公表が当該裁判所の判断権を奪うものであるとして、その行為を侮辱とみなす基準である。つまり、報道機関等が事前になした判断（prejudgement）が、裁判所に対して予断や偏見を生ぜしめたか否かは問題ではなく、裁判所の判断権を奪うこと自体が侮辱とみなされていたのである。この基準を提示した貴族院は、そのような判断が裁判所の権限に対する侵害に当

⁹⁵ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1993] 3 All ER 54 at 63, per Lord Reid.

⁹⁶ *Hunt v Clarke* (1889) 58 LJ (NS) QB 490, at 491-2, per Cotton LJ.

⁹⁷ Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 77.

⁹⁸ ただし、公表の時点で、妨害の対象となった手続がどのような段階にあるかによっては、侮辱罪が成立しない場面も存在していた。公表の時期に関しては、第3章第2節第2款参照。

⁹⁹ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

¹⁰⁰ 「プレジャッジメントの基準（prejudgement test）」については、注48も参照。

たると考えていた。また、裁判が証拠法則等の手続上の原則に則って行なわれる一方で、プレジャッジメントは、いかなる原則にも基づかず、また正当な根拠なく行われる可能性のある点も、プレジャッジメントが侮辱と判断される一要因であった。1973年の貴族院判決は、プレジャッジメントによる侮辱行為によって妨害を受ける手続について、それが特定の事件だけではなく、司法運営全体を指すとした。これは、手続がいまだ係属していないような事例、または手続が停止されているような事例等に対する公表についても、侮辱原則の適用を拡大しようと試みたものであると思われる。

しかしながら、第2章で述べたように、このプレジャッジメントの基準は、ヨーロッパ人権裁判所によって、ヨーロッパ人権条約違反と判断された。したがって、結果的には、貴族院によってこのように拡大された「侮辱の対象となる手続」の範囲は、その後の1981年法制定によって、再び縮小されたのである。

(iii) 小括 以上のように、コモン・ロー上の侮辱原則における法廷侮辱罪の客観的要件は、妨害の危険の発生であった。パーカー判事とレイド判事の意見が提示されるまでは、その「妨害の危険」とは、技術的侮辱の概念を用いて、客観的要件を二段階に分けて判断しなければならないほど幅広い内容を意味していた。また、1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）において、プレジャッジメントの基準が提示され、妨害の対象となり得る手続が拡張されたことにより、侮辱罪に該当する行為類型は、いったん広がりを見せた。具体的な危険が存在しないにもかかわらず、公表を制限するという点や、プレジャッジメントの基準による侮辱罪の広がりという点では、コモン・ローは、表現の自由を軽視する傾向にあったといわざるをえない。このようなコモン・ローの客観的要件は、幅広く、不明確であるという問題点を孕み、これについてはフィリモア委員会も指摘していた。以下では、フィリモア委員会によるこの点に関する提言と、1981年法について、公表による侮辱罪の客観的要件がどのように変化したかを見ていく。

B 1981年法の立場 上述のようなコモン・ローの問題点を受けて、フィリモア委員会は、制定法により、侮辱罪の成立要件を修正する必要があると考えた¹⁰¹。フィリモア委員会が提案した客観的要件の修正は、以下のような点に

¹⁰¹ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 112.

見られる¹⁰²。第一に、コモン・ロー上、手続への妨害を表す際には「妨害する（interfered with）」という幅広い意味を包含する文言が多く使用されていたが、侮辱原則が排除の対象としているのは、偏見を受けての「不当な影響（prejudice）」や「障害や妨害（obstruction）」であることが認められた。第二に、侮辱原則が回避しようとしているのが「著しい危険」ではなく「著しい妨害」そのものである点を明らかにしようと試みた。これは、いわゆる技術的侮辱の不明確な概念を排除するための試みであった。第三に、コモン・ロー上での客観的要件については、「手続を妨害するかもしれない（may）行為」や、「手続を妨害しそうな（calculated）行為」といった表現が用いられていたが、より明確な妨害の可能性を示す「手続が妨害されるであろう（will）行為」という表現を使用することを提案した。

フィリモア委員会によるこれらの提案の結果、1981年法では、1条で「特定の法手続を妨害する（interfere with）」行為にのみ、厳格責任原則の適用が規定されている。また、2条(2)によれば、「問題となっている手続において、司法の過程が著しい妨害を受け、または不当な影響を受ける（impeded or prejudiced）であろう（will）実質的危険」を作り出した公表のみが、厳格責任原則のもとで侮辱罪を構成する。すなわち、厳格責任原則が適用される行為については、妨害されるであろう手続が特定されていること、および妨害の危険が実質的であり、手続に対する重大な妨害を生じさせるであろうことが、客観的要件となる。

この「実質的な」という文言が付加されたことを除いて、1条および2条(2)は、フィリモア委員会によって提案された基準をもとに規定されている¹⁰³。1981年法によって規定された公表による侮辱罪の客観的要件は、上述のような

¹⁰² *Ibid.*, at para 113.

¹⁰³ フィリモア委員会報告書の中の文言は、以下のとおりである。「われわれは、特定の手続に影響を与えたと申立てられている公表に関して、以下のような制定法の定義を提案する。『侮辱[が成立すると判断される—引用者注]基準とは、申立てられた公表が、司法の過程が著しい妨害を受け、または不当な影響を受けるであろう（will be seriously impeded or prejudiced）危険を生ぜしめるか否かである』」（Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 113.）。この提案の「特定の手続に対する妨害」という部分については1981年法1条に、侮辱の基準については2条(2)に反映されている。

修正により、コモン・ロー上の侮辱罪の客観的要件を大幅に縮小しているのがある。そして、このような規定によって、技術的侮辱にしか該当しない行為は、少なくとも厳格責任原則のもとでは侮辱罪とならず、さらに手続の対象ともならないことが認められた¹⁰⁴。裁判所も、2条(2)の解釈に当たって、同様の見解を採っており、たとえば1983年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（ファーガン事件）¹⁰⁵において、レーン判事（Lord Lane CJ）は、「著しい妨害の実質的な危険」について、次のように説明している。すなわち、行為に対して刑罰を科すためには、手続への著しい妨害というわずかで些細な危険が発生したことでは足りず、また、手続へのわずかな妨害という実質的な危険が発生したことでも足りない、という¹⁰⁶。

このように、1981年法によれば、厳格責任原則の下で、コモン・ローにおける技術的侮辱にしか該当しない行為は、もはや侮辱罪の射程外にあり、さらに、プレジャッジメントの基準の適用場面のように、妨害の対象となる手続が特定されない場合にも、そのような行為は、侮辱罪の射程外となっている。1981年法は、侮辱罪の成立範囲を、制定法の文言によって制限したのである。他方で、このような1981年法による客観的要件の明確化によっても、手続が実際に妨害を受けたことではなく、その危険が発生したことをもって侮辱罪を認定する点は、変更されることはなかった。つまり、手続に対する妨害が現に生じてしまっ

¹⁰⁴ さらに、フィリモア委員会は、委員会が提案した基準に当てはまる公表であっても、公衆の要請に照らして、刑罰を科すことが望まれないような公表が存在するかもしれないと考えた。そのような公表の例としては、侮辱を申立てられた公表に対して手続を行うことにより、本来ならば公にされるべきでない当該公表の内容をさらに目立たせるような場面が挙げられている。この点については、法廷侮辱が行われたことを裁判所に申立てる裁量を、法務総裁に排他的に与えることによって、柔軟な運用が期待できると考えていたようである（Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 114.）。この提案は1981年法に引き継がれた（1981年法7条）。

¹⁰⁵ *A-G v Times Newspapers Ltd* (1983) *Times*, 12 February (the *Fagan case*).

¹⁰⁶ 1981年法における法廷侮辱罪の客観的要件の基準が、単なるコモン・ロー上の客観的要件の言い換えではないことは、すでに周知されている。See, e.g. *A-G v Independent Television News Ltd* [1992] 2 All ER 370 and *MGN v Bank of America* [1995] 2 All ER 355.

たあとでは、侮辱原則の目的たる公正な裁判および適正な司法運営の保護が全うできないので、危険発生のみで処罰できるという点は、1981年法においても維持されたのである。

第3款 主観的要件

A コモン・ローの立場 本節第1款で述べたように、コモン・ローにおいて法廷侮辱罪が認定される場合には、厳格責任原則が適用されていた¹⁰⁷。公表による侮辱罪の認定に当たって厳格責任原則が適用された1954年のイブニング・スタンダード事件¹⁰⁸では、予備審問の手続を傍聴した記者が、法廷内で傍聴した証言の内容を誤って編集部に伝達し、その内容が新聞紙上で公表された。ゴッダード判事（Goddard CJ）は、この間違った報告が意図的になされたものではないことを認め、そのことが刑罰の減輕事由には当たると認めたが、法廷侮辱罪の成立は否定しなかった。この判断に当たって、同判事は、以下のように述べた。

「それ〔公表—引用者注〕が〔公表の対象となった手続の一引用者注〕被告人に好意的に働くか、または批判的に働くかは、裁判所が介入するか否かの基準ではない。裁判所は、誤った報告が世の中に出ることを阻止し、または審理される前の事案に対する不適切な言及もしくは考察を阻止し、刑罰を科すために介入するのである」¹⁰⁹。

すでに述べたように、そもそも厳格責任原則の適用が裁判所によって拡大された理由は、行為者の主観的要素を立証する訴追側の負担を削減することによって、公衆の利益の保護という目的を達成することであった¹¹⁰。厳格責任原則が法廷侮辱罪について適用される理由もまた、侮辱原則の目的が適正な司法運営ないし公正な裁判の保護という公衆の利益であることにある。さらに、ゴッダード判事が明確に述べているように、侮辱行為の防止という点にも、厳

¹⁰⁷ See, Ormerod, *supra* note 81, 154.S.W. スチュアート・大谷実、熊谷丞佑訳『現代イギリス刑法 — その基本原理の改革の動向 —』（成文堂・1974年）81頁参照。

¹⁰⁸ *R v Evening Standard* [1954] 1 All ER 1026.

¹⁰⁹ *Ibid.*, at 1030, per Goddard CJ. 同事件では、結果的に、記者に対しては、刑罰は科されなかったが、公表の責任を負うイブニング・スタンダード社に対しては、罰金が科された。

¹¹⁰ 厳格責任原則の発展については、第3章第1節第1款参照。

格責任原則が適用される理由があった。

このように、コモン・ロー上、法廷侮辱罪の認定に際しては、厳格責任原則が適用されていたので、行為者の意図が立証される必要はなかった。ただし、量刑を決定する場合には、行為者の主観的要素を判断することが必要とされており、妨害の意図を有してなされた行為と、妨害の意図なくしてなされた行為とでは、前者の方が重大な犯罪とみなされていた。

以上のように、コモン・ローでは、手続妨害の危険が存在する場合には、厳格責任原則の適用により、主観的要件が満たされているか否かを検討することなく、侮辱罪が認定されていた。さらには、以下で述べるように、妨害の意図に基づく行為の場合には、手続妨害の危険の発生が認められなくても、侮辱が成立するとした判例もある。

妨害の意図に基づいて行われた行為の結果、手続妨害の危険が生じなかったにもかかわらず、侮辱罪の成立を認定した先例としては、1837年のチャルトン事件¹¹¹が挙げられる。この事件では、行為者が、特定の事例を審理している裁判官に脅迫状を送付することによって、特定の判決に至らしめようと試みた。当該行為が手続妨害の意図をもって行われたことは明らかであったが、それにより手続妨害の危険は発生しなかったと判断された。その判断の中で、この事件を審理した大法官は、以下のように述べた。

「本件のような…企てが実際に何らかの影響を与えるとは思われなければならないけれども、このような事例において刑罰が科されないとしたら、次に、より重大な結果が起こるに違いないということは、明らかである。…司法の過程を誤った方向へそらす目的を有するすべての書物、手紙、または公表は、法廷侮辱に当たる」¹¹²。

同じく、比較的近年の判例においても、妨害の危険が生じないにもかかわらず、妨害の意図をもって行われた行為に対して、法廷侮辱罪成立の可能性を示唆したものがある。1960年のダフィー・ナッシュ事件¹¹³では、ある新聞社が、重傷害の罪で有罪判決の言い渡しを受けた被告人の素行と性格について論評する記事を公表し、当該公表が侮辱罪に当たるか否かが争われた。この公表は、

¹¹¹ *Ludlow Charities, Mr. Lechmere Charlton's Case* (1837) 6 LJ (NS) Ch 185.

¹¹² *Ibid.*, at 188.

¹¹³ *R v Duffy, ex p Nash* [1960] 2 All ER 891.

判決言い渡しの翌日に行われており、公表によって影響が生じるとすれば、それは上訴審裁判官に対するものであった。しかし、公表について侮辱罪を認定する本件手続においては、上訴審の裁判官は公表による影響を排除する能力を有していると判断された。上訴審裁判官が公表による影響を受けないという判断に照らすと、手続への妨害は生じないかのように思われるにもかかわらず、パーカー判事（Lord Parker CJ）は、「問題となっている記事が、上訴審の決定に影響を与えるという意図に基づく活動の一部を形成していたとしたら」¹¹⁴、その記事が侮辱とみなされる可能性があったと判断した¹¹⁵。

このように、コモン・ロー上、手続妨害の危険が生じなくても、それが妨害の意図に基づく行為であれば、侮辱罪の成立を認める判例があった。しかしながら、そのような行為が、妨害の意図という主観的要素の存在を理由として、侮辱罪を構成することになれば、それは、技術的侮辱にしか該当しない行為を処罰の対象から排除するなど、侮辱罪の枠を狭めようとしてきた近年の判例の潮流に反することとなる。このような侮辱罪の主観的要件に関する問題は、以下で述べる1981年法により、明確化が図られることとなった¹¹⁶。

B 1981年法の立場 コモン・ローにおける厳格責任原則の適用について、フィリモア委員会は、「とくにプレスによる公表という場面では、厳格責任原則を適用することが、一見したところ厳しすぎるように思われる一方で、…プレス側の見解においては、それほど重大な批判はなされなかった。そして、…

¹¹⁴ *R v Duffy, ex p Nash* [1960] 2 All ER 891 at 894, per Parker CJ.

¹¹⁵ 実際には、当該公表の内容が被告人の有罪を主張するものであった一方で、被告人は判決の言い渡しについてのみ上訴していたがゆえに、当該公表によって、判決言い渡しについての影響が生じないとして、当該公表は侮辱でないとして認定された。

¹¹⁶ 1981年法施行後の、1987年のニューズペーパー・パブリッシング社事件（*A-G v Newspaper Publishing plc* [1987] 3 All ER 276）は、公表の時点で妨害の対象となった手続が「進行中（active）」（公表の時期については第3章第2節第2款参照）ではなかったため、コモン・ローによって扱われた。この事件で、ジョン・ドナルドソン判事（Sir John Donaldson MR）は、弁護人の意見に賛同し、客観的要件を欠く場合には、妨害の意図の存在のみで侮辱罪の成立を認定することはできないとの見解を示した（at 303）。

司法運営において、侮辱原則によって適用される厳格責任原則をそのままにすることがなお要求されていることにつき、われわれは得心している。なぜなら、公表による侮辱行為の影響は、司法運営に対して重大な害悪を生ぜしめるからである¹¹⁷、と述べた。このように、フィリモア委員会は、メディアによる侮辱行為が司法運営に対し重大な害悪を引き起こすこと認めていたので、公表による侮辱罪について厳格責任原則を適用するという立場は、1981年法でも引き継がれることとなった。ただし、コモン・ローにおいてすべての侮辱行為に対して厳格責任原則が適用されていた点については、修正の必要性が認められた。では、1981年法は、主観的要件についていかなる規定をしているのであろうか。

1981年法1条および2条の定める主観的要件によれば、特定の手續を著しく妨害する実質的危険を生じさせる公表に対しては、厳格責任原則が適用される。このような1981年法の姿勢は、全ての侮辱行為に厳格責任原則を適用していたコモン・ロー上の侮辱原則をかなり制限するものである。ただし、1981年法6条(c)によれば、厳格責任原則の適用されない侮辱行為の一部も、なお、処罰の対象とされている。同条は、以下のように規定している。

6条(c) 本法5条以前の規定は、司法運営に不当な影響を与えることを意図する行為について法廷侮辱の責任を制限するものではない。

6条(c)の規定は、妨害の意図に基づく侮辱行為については、1981年法が新たに規定した「公表」の定義(2条)に該当しない行為についても処罰が可能であること、および、抗弁規定(3条から5条)が利用できないことを意味している。このような妨害の意図に基づく侮辱行為に対しては、1981年法ではなく、コモン・ローが適用されることになる。

このように、1981年法は、妨害の意図に基づく侮辱行為の場面を除いて、厳格責任原則の適用範囲を縮小した。この1981年法による主観的要件の修正は、どのように解されるだろうか。そもそも、厳格責任原則は、抑止の要請に基づくものであるという見解がある¹¹⁸。そして、この厳格責任原則を縮小する1981年法は、侮辱行為に対する抑止の効果を減少させるという指摘もある¹¹⁹。たしかに、結果として、手続に対する危険が生じなかったとしても、公表の時点

¹¹⁷ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 20.

¹¹⁸ *A-G v English* [1982] 2 All ER 903 at 918, per Lord Diplock.

¹¹⁹ See, Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 134.

でそのような危険が認められる場合に、厳格責任原則をもって刑罰を科すならば、そのことは抑止につながるだろう。しかしながら、厳格責任原則の適用によって実現しようとしている抑止が、かつてのコモン・ローのように幅広い行為に向けられているとしたら、表現の自由に対する制約は、あまりにも大きい。繰り返し述べているように、表現の自由との均衡は、フィリモア委員会によっても考慮され、1981年法制定の目的のひとつであった。このことから考えると、厳格責任原則の限定適用が、公表による法廷侮辱の抑止効を減少させる可能性はあるが、1981年法1条および2条の制限を越えて侮辱罪の適用を拡大することは、できない。このように主観的要件について、1981年法が、表現の自由に対する譲歩を見せる部分がある一方、妨害の意図に基づく侮辱に対してコモン・ローを適用するという点では、侮辱原則は、なお強力な作用を及ぼす。このように1981年法の主観的要件が厳格責任原則の限定適用とコモン・ローを並立させているため、侮辱原則の機能は、必ずしも弱められてはいないのである。

第4款 小括

以上のように、コモン・ローにおける法廷侮辱罪の客観的要件および主観的要件には、不明確な点が多く、また公表人が法廷侮辱罪について刑罰を科される可能性が大きく開け放たれていたことによって、表現の自由に対する間接的な圧力が加えられていた。そして、このようなコモン・ロー上の問題点の解決を目的のひとつとして、1981年法は制定された。たしかに、1981年法は、侮辱行為すべてを包含するものではないため、コモン・ローへの依拠を継続している場面がある。しかしながら、その客観的要件においては、特定の手続を著しく妨害する実質的危険を生じさせる公表のみに厳格責任原則を適用することによって、コモン・ロー上の「妨害の危険」という概念の拡大を抑制しようとしている。また、主観的要件においては、厳格責任原則の適用対象を限定することによって、その他の行為については妨害の意図に基づくものを処罰の対象としている。

このような修正により、基準の明確化や解釈拡大の抑制が図られたものの、客観的要件については、妨害の危険の発生をもって侮辱の成立を認める原則が1981年法以降も受け継がれているし、主観的要件についても、公表による侮辱に対して厳格責任原則が適用される点に変更されていない。これらの点を鑑みると、コモン・ローと1981年法とを通じてみられる侮辱原則の特徴としては、

手続に対する妨害の事前の抑止を図ろうとする姿勢と、公表による手続妨害に対する危機感の存在が挙げられるだろう。

法廷侮辱罪の客観的要件および主観的要件という観点からは、以上のようなコモン・ロー上の侮辱原則の修正と継続を確認することができた。1981年法においては、この他にも、客観的要件の一部であるところの「公表」の定義、および抗弁等が新たに規定された。次節以下では、これらの規定につき、コモン・ロー上の侮辱原則との比較をしながら検討していくことにする。

第2節 「公表」の定義

第1款 「公表」の定義の概観

A コモン・ローの立場 公表による法廷侮辱罪の成立が成立するためには、何らかの資料が現に公表されたことが要件となる¹²⁰。しかしながら、法廷侮辱罪にいう「公表 (publication)」がいかなる行為を意味するかについては、コモン・ロー上、ほとんど議論されていないようである。公表がなされたという事実は、公表による法廷侮辱罪が成立する要件ではあるけれども、公表は、法廷侮辱の手段、すなわち手続に対する妨害の危険を生ぜしめる手段に過ぎない。つまり、法廷侮辱が行われた場合に、それが何らかの伝達行為に起因するものであったならば、その法廷侮辱は、公表による法廷侮辱と捉えられてきたのである。

公表による法廷侮辱では、公表内容が手続に関与する者またはその可能性のある者にとって閲覧可能な状況になってはじめて、手続妨害の危険が生じるのであるから¹²¹、コモン・ロー上、法廷侮辱を構成するような公表の相手方は、公衆でなくても足りることになる。たとえば、ある特定の事件に関与している

¹²⁰ See, *R v Griffiths, ex p A-G* [1957] 2 All ER 379, at 382, per Goddard CJ.

¹²¹ たとえば、1956年のオドハム・プレス社事件 (*R v O'dham's Press Ltd, ex p A-G* [1956] 3 All ER 494) のなかで、ゴッダード判事 (Lord Goddard CJ) は、「法廷に陪審として召喚されるであろう人々のうちの、少なくとも数人によって、当該記事[侮辱罪に問われた記事—引用者注]が読まれたという強い蓋然性が存在するので…、[記事が—引用者注]公正な裁判を妨害する傾向にあること以外になんら想像できない」(at 496) と述べ、手続妨害の可能性を認めた。

証人または陪審員に対して、その事件に対する妨害的な意見を含む手紙を送付するような場合には、個人に対する伝達であるにもかかわらず、それは「公表」とみなされうる¹²²。反対に、新聞による伝達であっても、その流通範囲や発行部数のいかんによっては、手続に関係する人々がその公表内容を目にしない場合も考えられ、この場合、それは公表されたものと評価されない。

さらに、判例においては、公表の媒体がいかなるものであっても問題とならないことが認められていた。新聞または雑誌に含まれている「言葉」はもちろん、演説¹²³や写真¹²⁴等を用いた公表によっても、手続妨害の危険が生じると考えられていた。また、時代の変遷とともに、映画館でのフィルム上映¹²⁵や、ビデオ録画機器等の普及以降では、テレビ放送も、侮辱罪となりうると判断されている¹²⁶。

以上のように、コモン・ロー上の法廷侮辱罪にいう公表とは、手続に関与する者またはそれらの者を含む公衆一般に対してなされた伝達であって、それによって手続妨害の危険を生ぜしめるすべての行為を指していたといえる。さらに、公表の媒体がいかなるものであるかも問われないのであるから、法廷侮辱罪にいう「公表」の定義をコモン・ローの中から探ろうと試みるならば、手続に対する現実的な危険を生ぜしめたと判断された伝達行為は、すべて「公表」を構成していたともいえる。

コモン・ローでは、公表による侮辱行為であっても他の種類の侮辱行為であっても、等しく厳格責任原則を適用されるがゆえに、行為の形態による客観的要件の区別は必要なかったのかもしれない。しかしながら、前節で述べたように、そのような厳格責任原則が、ニュースメディア等の専門職に従事する者のみならず一般市民に対しても適用されることについては、問題が指摘されて

¹²² このように、手続関与者に、手続を妨害するような内容を直接伝達した場合には、コモン・ロー上、「妨害の意図に基づく侮辱」とみなされていたようである。See, Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 86.

¹²³ See, *R v Castro* [1861-73] All ER Rep 1017.

¹²⁴ *R v Daily Mirror, ex p Smith* [1927] All ER Rep. 60. See, *R v Gilham* (1828) Mood & M 165.

¹²⁵ See, *R v Hutchison, ex p McMahon* [1936] 2 All ER 1514.

¹²⁶ See, *A-G v London Weekend Television Ltd* [1972] 3 All ER 1146.

いた。フィリモア委員会においても提案されたように¹²⁷、市民による個人的な伝達についても厳格責任原則を適用することは正当でなく、また現実的でもないだろう。このような考慮の結果、1981年法では「公表」という文言の明確な定義がなされることとなったのである。

B 1981年法の立場 上述のように、コモン・ローは、公表の定義について、それが、幅広い伝達手段を意味するものと位置付けていたけれども、その定義は、明確さに欠けていた。フィリモア委員会による提案の結果、1981年法2条(1)は、公表について、以下のように定義している。

2条(1) 厳格責任原則は、公表に関してのみ適用される。そしてここにいる「公表」とは、広く公衆に対して、もしくは公衆の一部に対して表現された、演説、文章、[プログラムサービスに含まれるプログラム]、またはあらゆる形態の伝達方法を含む。

このように、1981年法2条(1)前段は、厳格責任原則の適用を「公表」による侮辱行為に限定している。この規定により、公表による法廷侮辱とその他の行為による法廷侮辱は、厳密に区別されることになった。その区別のために、2条(1)後段は、「公表」を新たに定義している。ここで「あらゆる形態の伝達方法を含む」と規定しているのは、法廷侮辱罪の認定に当たって、公表の媒介物がいかなるものであるかを問わないというコモン・ロー上の立場を引き継ぐものである。他方、「広く公衆に対して」という点は、上述のフィリモア委員会による提案により、厳格責任原則の適用から個人の行為を排除することを目的とするものである。ただし、この点について、「公衆の一部に対して」という文言が付加されたことにより、2条(1)は、フィリモア委員会の提案よりも幅広い行為を包含するものとなった。公衆全体よりも少ない人数に対してなされた公表であっても、厳格責任原則の適用がふさわしい場合が存在すると考えられていたため¹²⁸、それらを包含するためにこの「公衆の一部に対して」という

¹²⁷ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 80.

¹²⁸ 416 HL Official Report (5th Series) col 180, at 181. マッケイ判事 (Lord Mackay) とサイモン判事 (Lord Simon) による意見である。その例としては、読者が限定されているにもかかわらず、公に出版される公表物 (たとえば専門誌など) が挙げられる。

文言が追加された。しかし、この文言を追加したことによって、「公衆の一部」をさらに定義する必要が生じた。

1981年法案に関する議論において、「公衆の一部」とは、「個人の集合」との対比において用いられる文言であるとされていた¹²⁹。法廷侮辱の文脈では、「公衆の一部」の定義は、その中に、手続に関与する者が含まれるか否かという点を基準として考えることができる。ただし、2条(1)を制定するに当たって、一般市民に対する厳格責任原則の不適用が考慮された経緯に照らすと、個人間の伝達は、公衆の一部に対する公表の定義から除外されなければならない。さらに、個人間の伝達が、厳格責任原則の適用される「特定の手続を著しく妨害する実質的危険」を現実的に作り出す公表であるとは考えにくい。以上のことより、「公衆の一部」を定義することはたしかに困難ではあるけれども、厳格責任原則の射程や公表による法廷侮辱罪の客観的要件に照らすと、個人間の伝達は、公衆の一部に対する公表から除外されるものと思われる。

第2款 公表の時期

公表による侮辱罪の成否を判断するに当たっては、それが裁判手続のどの時期に公表されていたかという点が、重視される。なぜなら、第一に、公表による手続妨害の蓋然性が、その公表がなされた時点にさかのぼって判断され、第二に、公表による法廷侮辱罪の成立時点が、手続に影響を及ぼしうる時期に限定されているがゆえに、同じ公表内容であっても、その時期によっては、法廷侮辱罪の成否の分かれる場面が存在するからである¹³⁰。では、公表が侮辱罪となるのは、手続がどのような段階にある時であろうか。本節では、公表の時期に関する論点につき、コモン・ローと1981年法の観点から考察する。

¹²⁹ *Ibid.*

¹³⁰ たとえば1927年のデ일리・ミラー・スミス事件 (*R v Daily Mirror, ex p Smith* [1927] All ER Rep 503) では、被告人の同一性確認パレード (identification parade) に先立ち、当該被告人の写真が新聞紙上で公表された。公判で、同一性の問題が結局生じなかったにもかかわらず、この公表行為は、侮辱罪にあたると判断された。その理由は、当該公表の行われた時期が、同一性確認パレードが行われるか否かがいまだ明白でない時点であったので、その時点では、当該公表が妨害の危険を生ぜしめていたからであった。

A コモン・ローの立場 (i) 開始点 コモン・ローにおいて手続妨害の危険が生じると評価される時期は、手続が「係争中 (pending)」であるか、「差し迫っている (imminent)」時期であるとされている。しかし、この定義は曖昧であり、問題がある¹³¹。なぜなら、あまりにも早い段階での公表についても侮辱罪の成立を認めるならば、それは表現の自由を過度に侵害し、また、この侮辱罪成立の時期が明確でないことによって、表現に対する萎縮効果を生み出す可能性もあるからである。コモン・ローでは、いかなる時点から、侮辱行為の対象となる手続が開始されたとみなされるのであろうか。

19世紀には、「係争中」の手続に対する公表について法廷侮辱罪が成立しうることが確立していたといわれている。しかしながら、「係争中」の意義については、ほとんど注意が払われていなかった¹³²。20世紀の初頭になって、ようやく、二つの判例によって、公表による法廷侮辱罪の適用範囲という意味での「係争中」の概念が、具体的に理解されるようになった。

まず、1903年のパーク事件¹³³においては、公表の対象となった手続において被告人が裁判に付されていなかったにもかかわらず¹³⁴、当該公表に侮辱罪が適用された。この判例によれば、公表の対象となった手続が具体的にどのような段階にあるかということは、考慮されていなかったようである。この事件の判決において、公表の対象となった手続が、「係争中」という文言を用いて表されていたことはたしかであるが、この「係争中」という文言が、「裁判が行なわれている」といったことを意味するのではなかったこともまた確かである。

パーク事件後の、1910年のクラーク・クリッペン事件¹³⁵では、公表の対象となった手続が公表の時点においてどのような段階にあったかという点が、考

¹³¹ Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 235.

¹³² *Ibid.*, 236. See, *R v Castro* (1873) LR 9 QB 219.

¹³³ *R v Parke, ex p Dougal* [1900-3] All ER Rep 721.

¹³⁴ 公表の時点で、当該被告人は、治安判事小法廷 (petty session) に身柄を拘束されていた。当時、公表による侮辱は、上位裁判所に係属中の事例に限って刑罰を科されていたので、上位裁判所に該当しない治安判事小法廷での手続は、侮辱の対象とみなされていなかった。それゆえ、この意味で、係争中の手続は、なんら存在していなかったと考えられていた。

¹³⁵ *R v Clarke, ex p Crippen* [1908-10] All ER Rep 915.

慮された。この事件においては、公表の対象となった手続の被疑者が、カナダ沖海上の船舶上で逮捕され、適正な手続により彼がイングランドに戻されることを目的として、1881年逃亡犯罪者法（the Fugitive Offenders Act 1881）の措置に基づき、ケベック州の裁判所に送られた。当該被疑者が裁判のためにロンドンに移送されている途中ではあったが、まだ正式に訴追（charge）されていなかった時点で、彼が自白をしたとの公表がなされた。この公表につき、ダーリン判事（Darling J）は、裁判所による令状発付等の法的な行為により、刑事手続がひとたび正式に開始されると、手続は「係争中」とみなされる¹³⁶、と判断した。また、同事件のコレリッジ判事（Lord Coleridge J）も、「…治安判事が令状を発付した後は、…その後になされたものであって、司法運営を妨害しそうなすべての論評は、侮辱の性質を有する」¹³⁷と述べ、ダーリン判事の見解に賛同している。この事件の判断によれば、裁判所の手続が発動された時点から、手続は係争中となり、侮辱罪が適用され始めるようである。

上述した判例は、公表の対象となった手続が「係争中」であることを侮辱罪の適用要件としているが、コモン・ロー上、侮辱罪が適用される場面というのは、より広い。すなわち、手続が「係争中」の場合のみならず、単に「差し迫っている（imminent）」場合であっても、そのような手続に対してなされた妨害的な公表は、法廷侮辱罪と判断されうる¹³⁸。

1968年のスヴンドラナヤガン事件¹³⁹において、サーモン判事（Salmon LJ）は、差し迫った手続に対する妨害的な公表に、侮辱罪が適用されることを認め、「…詐欺に関する訴追に基づき、被告人が訴追され、審理に付されそうであることは、誰にとっても確実に明白であったに違いない」¹⁴⁰、と述べた。また、コモン・ローの適用された事例である1992年のスポーツ・ニューズペーパーズ社事件¹⁴¹において、コモン・ローの基準が適用される妨害の意図に基づく侮辱罪の成否を検討するに当たり、ビンガム判事（Bingham LJ）は、妨害的な公表の

¹³⁶ *Ibid.*, at 918, per Darling J.

¹³⁷ *Ibid.*, at 921, per Lord Coleridge J.

¹³⁸ *R v Parke, ex p Dougal* [1900-3] All ER Rep 721 (at 723, per Wills J) and *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

¹³⁹ *R v Suvundranayagan and Walker* [1968] 3 All ER 439.

¹⁴⁰ *Ibid.*, at 441, per Salmon LJ.

¹⁴¹ *A-G v Sport Newspapers Ltd* [1992] 1 All ER 504.

対象となる手続が差し迫っているか否かの基準につき、「重要なことは、実際に何が起こったかという事実…ではなく、侮辱を申立てられている者にとって何が起こりそうであったかということであるように、私には思われる」¹⁴²と述べた。結局のところ、手続が差し迫っているかどうかについては、具体的な基準がなく、このような公表人らの認識をもとにして手続が差し迫っていたといえるかどうかを判断するしかなかったのであろう。しかし、このような「差し迫った」時期の判断は、明確性を欠くものであるため、やはりこの点についても、改善が求められていた。

(ii) **終了点** 手続の開始点の曖昧さに比して、手続の終了点については、ほとんど争いがない。コモン・ロー上、上訴の審理が終結し、または上訴通知が提示されうる期間が満了して初めて、手続は、「係争中」でなくなるとされている。

ただし、再審理の可能性については、議論の余地がある。つまり、陪審の意見の不一致 (disagreement) によって審理が終結したような場合、または陪審が評決に達することができなかったような場合には、再審理を行うことができ¹⁴³、この場合、再審理の可能性は高い。それゆえ、そのような審理が行なわれないことが決定するまでは、手続は係争中とみなされるとする説もある¹⁴⁴。また、上訴裁判所によって再審理の命令が下された場合には、その審理や関連する全ての上訴が処理されるまで、そのような手続は係争中とみなされるであろう。

また、稀な事例ではあるが、裁判が無期限に延期されるような場合には問題がある。1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件 (貴族院)¹⁴⁵において堅持された立場¹⁴⁶によれば、妨害的な公表の対象となった手続が現に実施さ

¹⁴² *Ibid.*, at 517-518, per Bingham LJ.

¹⁴³ Zander, *Cases and Materials on the English Legal Systems*, (10th edn., Cambridge, 2007), 532.

¹⁴⁴ Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 250.

¹⁴⁵ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

¹⁴⁶ ディプロック判事 (Lord Diplock) は、「裁判所において実際に進められている訴訟であって、または差し迫っていることが知られている手続」に関連する妨害行為が、法廷侮辱罪に当たると考えていた (*Ibid.*, at 71)。また、民事訴訟が一時中断され、和解交渉が行なわれていたことを理由として上訴裁判所によって示した「妨害の対象となった手続が一時中断状態であった」との見解

れていることが、当該公表に法廷侮辱罪を適用する要件であった。この立場によれば、訴追が無期限に延期されているような場合に、その手続が「現に実施されている」と述べることは難しい。したがって、このような場合には、手続は係争中であるとみなされないであろう。

以上のように、コモン・ローにおいて、妨害的な公表が法廷侮辱罪と判断されるのは、その公表に係争中の手続または差し迫っている手続に対してなされた場合である。そして、上訴の機会が尽くされ、手続が終了したとみなされた場合に、侮辱罪成立の可能性もまた消滅する。ただし、手続開始の時点については、フィリモア委員会においても、その基準の曖昧さが問題視され、以下に述べる1981年法の規定が置かれることとなった。

B 1981年法の立場 上述のように、コモン・ローにおける公表の時期に関する論点は、不明確なものであった。そのような不明確さは、表現の自由の保護の要請に反するものであるし、またそうでなくとも言論への萎縮効果をもたらすものとなりかねない。フィリモア委員会においても、そのような定義の不明確さが、「多くの問題点」を包含し、「公表人にとって予見不可能」であり、「保護されているいかなる価値も考慮せずに、プレスの自由に対して制限的な影響を与える」¹⁴⁷と考えられていた。そのうえで、フィリモア委員会は、厳格責任原則の下で法廷侮辱罪が刑罰の対象とされるのは、妨害の対象となっている手続が「開始されており、いまだ終結していない」場合に限られるべきと提案した¹⁴⁸。この提案を受け、1981年法では、公表の時期につき以下のような規定が置かれた。

2条(3) 厳格責任原則は、問題となっている手続が公表の時点において本条の意味の範囲内で進行中の場合に限り、公表に対して適用される。

1981年法2条(3)は、公表による侮辱行為に対して厳格責任原則が適用されるためには、当該公表の対象となった手続が「進行中」であることを要件として

を、レイド判事 (Lord Reid) は却下し、令状の発付や被告人に対する訴追によって開始された手続が不当な遅延なく進められていたとすれば、当該手続は、現に実行されているとする見解を採用した (*Ibid.*, at 65.)。

¹⁴⁷ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 117.

¹⁴⁸ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 72.

いる。また、この「進行中」という文言の意味は、附則 I 4 条により規定されている。附則 I 4 条によれば、刑事手続は、以下のことをもって進行中となる。

- (a)令状によらない逮捕、(b)逮捕令状 (warrant for arrest) の発付、(c)出頭を命じる召喚状 (summon to appear) の発付、(d)正式起訴状 (indictment) または訴追 (charge) を特定するための他の文書の送達、(e)口頭による訴追 (oral charge)

他方、1981年法附則 I 5 条は、以下のことをもって刑事手続が終結すると規定している。

- (a)無罪の宣告 (acquittal)、または事案によって刑の宣告 (sentence)、(b)他の評決 (verdict)、認定 (finding)、命令 (order) または決定 (decision)、(c)手続の停止 (discontinuance) または法の作用 (operation of law)

以上のような規定によれば、コモン・ロー上問題となっていた「差し迫った」という概念は、厳格責任原則の適用範囲外となる¹⁴⁹。

第3款 小括

公表による法廷侮辱罪の客観的要件は、手続妨害の危険を生ぜしめることであり、そのためには、公表内容が現に公表されている必要がある。そして、この公表の定義は、コモン・ローにおける法廷侮辱原則によれば、相手方のいかに問わない公表内容の伝達であり、1981年法によれば、広く公衆に対してまたは公衆の一部に対してなされた公表内容の伝達である。1981年法においては、そのような公表から個人的な伝達は除外された。

また、手続妨害の危険が公表の時点で判断されるがゆえに、いつ公表が行われたかということは法廷侮辱罪の成立と密接に関わるものであり、公表の時期の論点は、とりわけ、表現の自由の制約との関係上、重要である。コモン・ロー上、手続を妨害する危険を生ぜしめる公表が法廷侮辱罪として認定されるのは、

¹⁴⁹ 1981年法制定以降は、1981年法に定義されている期間外でなされた行為は、妨害の意図の立証を要件として、コモン・ロー上の侮辱罪に当たるかどうか判断される。それゆえ、コモン・ロー上、手続が差し迫っているかどうかを公表人の認識を根拠として判断するとしても、この認識と妨害の意図とは密接に関連するであろうから、コモン・ロー上の「差し迫っている」時期についての問題点は、すでに解決されているといえるだろう。

その公表の対象となった手続に係争中または差し迫っているときとされている。そして、手続の終了と同時に、法廷侮辱罪の適用可能性もまた消滅する。他方、1981年法によれば、厳格責任原則が適用される公表が法廷侮辱罪として認定されるのは、その公表の対象となった手続が進行中の場合であり、手続の終了と同時に法廷侮辱罪の適用可能性も消滅する。1981年法が公表とその時期について定義したことにより、公表の制限される場面は、かなり具体的なものとなった。このことは、表現の自由に対する制約について、より慎重な態度がとられるようになったことのあらわれだといえる。

第3節 抗弁

前節までに述べたように、公表によって手続に対する妨害の危険が発生した場合に、侮辱原則は、そのような危険を生ぜしめた公表を侮辱として扱う。また、公表については、コモン・ロー上の侮辱原則においても、1981年法においても、厳格責任原則が適用される。これを見る限り、厳格責任原則の適用は、妨害の意図の立証なくして侮辱罪の成立を確保することにより、抑止効を高め、手続の保護を確実にするといった利点を有する反面、公表による侮辱行為がなされた場合には、当該公表の背景事情にかかわらず、一面的に刑罰を科すことになってしまう。

しかしながら、手続に対する妨害行為に関わる諸事情や相対する利益について検討する必要があることは、1981年法以前においても、指摘されていた¹⁵⁰。公正な裁判に対する保護以外の考慮から、侮辱に対する抑制と他の利益との間の均衡が求められる場面は現に存在し、その均衡を図るために、本節で述べる抗弁が発展してきた。公表行為に対する抗弁には、厳格責任原則の例外として公表人の主観的要素を考慮するものと、公表内容を考慮するものがある。とくに後者は、表現の自由や知る権利を根拠として認められる抗弁である。したがって、侮辱原則がいかなる抗弁を発展させてきているかを確認することにより、表現の自由の保護と適正な司法運営ないし公正な裁判の保護とをどう調和させるかについて何らかの示唆が得られるように思われる。そこで、本節では、侮辱原則における抗弁につき、コモン・ロー上の侮辱原則と1981年法とを考察

¹⁵⁰ See, *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 61, per Lord Reid.

する。

第1款 過失による公表であったことを理由とする抗弁

A コモン・ローの立場 コモン・ロー上、侮辱行為に対しては、例外なく厳格責任原則が適用されていた。そのため、公表人の主観的要素を理由とする抗弁は、ほとんど発展していない。したがって、公表人が手続を妨害する意図を有していなかったこと、または手続が係争中または差し迫っていることを知らなかったこと、もしくは公表物の公表・頒布に当たり、公表の内容について無知であったことを主張したとしても、当該公表によって客観的要件が充足される限り、それらは抗弁として認められていなかった。このように、侮辱行為を過失によってなした公表人および頒布人（distributor）に対して、いかなる抗弁も認められないとした判例としては、1957年のオドハム・プレス社事件¹⁵¹および1957年のグリフィス事件¹⁵²があげられる¹⁵³。

オドハム・プレス社事件では、ある新聞が、ロンドンでの売春行為および売春宿に関する一連の記事を公表した。その新聞は、1956年7月15日付の同紙の記事の中で、売春事業に加担していたミカレフという男性につき、「路上の女性を管理する不正な仕事で手一杯である」と報道し、他の売春関連の事件につきすでに有罪判決を受けていた人物らとミカレフとの交友についても言及する等していた。しかしながら、実際には、ミカレフは同年6月13日にすでに逮捕され、同日に訴追されていた。同新聞の公表人らは、公表の内容自体が手続を妨害するものであることにつき認めたにもかかわらず、当該公表に対して申立てられた侮辱罪について、無罪を主張した。その主張は、以下のような根拠に基づくものであった。すなわち、当該公表人らは、ミカレフに対する手続が開始されていたことについて知らなかったのであり、それゆえ、手続を妨害する意図を有していなかったことである。これに対し、合議法廷は、当該主張を抗弁として認めなかった。すなわち、公表人が手続の開始について無知であるならば、手続を妨害しようとする意図を有していないことは明らかではあるが、

¹⁵¹ *R v Odham's Press Ltd, ex p A-G* [1956] 3 All ER 494.

¹⁵² *R v Griffiths, ex p A-G* [1957] 2 All ER 379.

¹⁵³ これら二つの事件についての評釈としては、塚本重頼「新聞の『善意』の報道と裁判所侮辱の成立」（法学新報65巻9号57頁（1958年））参照。

そのような公表人の意図の有無にかかわらず、手続を妨害する危険を発生させるような公表がなされた場合には、当該公表は侮辱に当たるとするのである¹⁵⁴。

また、グリフィス事件では、ニューズウィーク（Newsweek）というアメリカの雑誌が、係争中の特定の手続に対する妨害の危険を生ぜしめる記事を公表した。当該記事はアメリカで書かれ、そのヨーロッパ版がアムステルダムで印刷された。頒布人のロールズハウス社とスミス・アンド・サン社は、そのヨーロッパ版の雑誌をイギリスに輸入し、卸業者に販売し、または公衆に対して直接販売して頒布した。この頒布行為による侮辱罪について、当該頒布人らは訴追され、侮辱罪の成否を認定する手続が行なわれた。両被告人は、自らが当該雑誌に妨害的な記事が含まれていることを認識しておらず、また、そのように疑う理由もなかったとして、無罪を主張した。これに対してゴッダード判事（Lord Goddard CJ）は、公表人または頒布人の過失の問題を考慮する必要はないと述べた¹⁵⁵。

以上のような二つの判例によって、手続がすでに開始されていることについて認識していなかった公表人や、公表の内容について認識していなかった頒布人が、そのような過失に基づいて抗弁を主張したとしても、それらが認められないことが示されたのである。しかしながら、そのような厳格責任原則の適用に対しては、いかなる過失犯も救済されないという点につき、批判がなされた¹⁵⁶。その結果、立法によって、手続が開始されていることおよび公表の内容に関する認識の欠如を理由とする抗弁が認められることとなった。この抗弁は、1981年法の制定よりも一足早く、1960年司法運営法（the Administration of Justice

¹⁵⁴ また、より以前の事例である1897年のグリムウェイド事件（*Grimwade v Cheque Bank Ltd* (1897) 13 TLR 305）では、実際には、手続が係争中であったにもかかわらず、手続がすでに終結したと誤信したうえで、当該手続に関する報告が公表され、その内容に誤報が含まれていた。当該公表につき、ケケウィッチ判事（Kekewich J）は、「この事例は終結していないのであり、またこの種の新聞を指揮する人物は、[事例が終結したか否かについて—引用者注]調査を行う義務を負っている」（at 306-7）と述べ、手続が終結していたとの誤信も、抗弁にはならないと判断した。

¹⁵⁵ *R v Griffiths, ex p A-G* [1957] 2 All ER 379 at 383, per Lord Goddard CJ.

¹⁵⁶ ジャスティスによる侮辱原則修正の要請については、see, Justice, *Contempt of Court*, (1959).

Act 1960) 11条に規定されたものであった。しかしその後、1981年法制定と同時に1960年司法運営法11条は廃止され¹⁵⁷、その内容は、以下に述べる1981年法3条に受け継がれているのである。

B 1981年法の立場 フィリモア委員会は、手続が進行中であるか否かを知るために合理的な注意を払った公表人には、法廷侮辱の責任を負わせるべきでないと考えており、それゆえ、1960年司法運営法11条に規定された抗弁を維持するべきと考えていた¹⁵⁸。この提案は1981年法に反映され、1981年法3条は、手続が進行中であることにつき認識していなかったことを根拠とする抗弁を認めている。3条は以下のように規定している。

3条(1) 厳格責任原則が適用されるあらゆる事柄につき公表をなす者は、公表の時点において（合理的な注意を払ったにもかかわらず）(having taken all reasonable care) 関連手続が進行中であることを知らなかった場合、またはそのことを疑うに足る理由のなかった場合に限り、厳格責任原則のもとで法廷侮辱として刑罰を科されない。

(2) そのような事柄を含む公表の頒布をなすものは、頒布の時点において（合理的な注意を払ったにもかかわらず）そのような事柄が含まれていることを知らなかった場合、またはそうでありそうなことを疑うに足る理由のなかった場合に限り、厳格責任原則のもとで法廷侮辱として刑罰を科されない。

(3) 本条によって付与される抗弁を正当化せうるあらゆる事実の立証責任は、抗弁を主張する者にある。

(1)によれば、手続が進行中であつたことに対する認識の欠如を申立てる抗弁は、厳格責任原則が適用される形態の侮辱についての訴追でのみ、主張することができる。1981年法においては、厳格責任原則が適用されない形態の侮辱罪、すなわちコモン・ローによって扱われる侮辱罪については、妨害の意図の立証が要求されており、過失による行為はそもそもコモン・ローによる刑罰の対象ではない。

1981年法においても、公表による侮辱罪に対しては厳格責任原則が適用されるがゆえに、通常、公表人の主観的要素は、侮辱罪の成立とは無関係である。

¹⁵⁷ 1981年法3条(4)による。

¹⁵⁸ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 133.

しかし、公表によって妨害的な影響を与えるかもしれない手続が進行中であるか否かにつき認識していなかったという事実や、頒布人が公表内容につき認識していなかったという事実は、手続妨害の意図を絶対的に否定する。このように侮辱の意図が全く存在していなかったと認められる場合には、例外的に、主観的要素を理由とした抗弁が成立するのである¹⁵⁹。

第2款 公衆の関心事に関する議論であったことを理由とする抗弁

A コモン・ローの立場 公衆の関心の対象となっている事柄について議論することさえも、侮辱罪に問われるとしたら、それは、表現の自由に対する非常に重大な侵害となる。しかしながら、そのような事柄が、係争中または差し迫っている手続に密接に関連するものであり、それについて述べることによって、手続に対する妨害の可能性が生じるような場合には、表現の自由の保護と公正な裁判の保護との優劣につき、衡量する必要が生じる。また、公衆の関心事として議論の対象とされている事柄が、後にまたはその途中で訴訟の対象となる場合にも、同様の衡量が必要となる。そのような事柄がメディアによって述べられる場合には、その影響力の大きさゆえに、とくに問題となりやすい。コモン・ロー上、このような公表については、当該公表が公衆の関心事に関する議論であることを根拠として主張することのできる抗弁が公表人に認められている。この抗弁は、1937年のブレッド・マニユファクチャーズ社事件¹⁶⁰において認められた。ブレッド・マニユファクチャーズ社事件は、オーストラリアの事例であるが、ここで認められた抗弁は、公衆の関心事についての議論で

¹⁵⁹ ただし、3条は、公表に責任を有する者、たとえば新聞の編集者に対しては、このような抗弁が認められないというコモン・ローの見解（1954年のイブニング・スタンダード事件（*R v Evening Standard, ex p A-G* [1954] 1 All ER 1026）での見解）を修正するものではないともいわれている。同事件では、妨害的な公表（この事件では誤報）の原因を作り出した記者に対しては、なんら刑罰が科されなかったにもかかわらず、公表に対して責任を有する編集者に対しては厳格責任原則の適用が認められ、罰金刑が言い渡された。その理由は、編集者という身分上の重大な責任であった。この判決は、1981年法3条によって何ら影響を受けないとされている。

¹⁶⁰ *Re Truth and Sportsman Ltd, ex p Bread Manufactures Ltd* (1937) 37 SR (NSW) 242.

あったことを理由とする抗弁としてイギリスにおいても引用され、また適用可能性が示されていたので、ここで取り上げることにする。

オーストラリアの事例においては、手続に対する妨害の現実的危険の発生が、例外なく侮辱罪の成立を意味するわけではないことが、しばしば認められてきた。たとえば、公衆の利益に関する事柄についての公衆の議論を通じて、その議論に関連して生じる訴訟が何らかの妨害を受けることが明らかであっても、その妨害が意図的なものでない限りは、侮辱罪の成立は認められないのである。このことに関するリーディングケースが、ブレッド・マニュファクチャーズ社事件である。

ブレッド・マニュファクチャーズ社事件では、被告（新聞社）が、公衆の利益に関する事柄、とりわけ、パンの貿易およびパンの価格についての一連の記事を公表した。その記事は、そのような事柄を伝えると同時に、原告（パンを扱う会社）の行為を批判するものであった。原告が被告に対して名誉毀損の訴状を送った後にも、被告は、そのような記事を公表し続けた。しかし、裁判所は、このような被告の行為について、侮辱罪の成立を認めなかった。この判決の中で、ジョーダン判事（Jordan CJ）は、以下のように述べた。

「…妨害的な事柄に影響されることなく事例が審理されることを阻止するような行為が許容されるべきでないことは、重要な公衆の利益である。司法運営は疑いなく重要なものである。しかしそれは、公衆が極めて重大に関心を寄せている唯一の問題ではない。そして、公衆が関心を寄せている問題についての自由な議論の途中で、訴訟における当事者を妨害するような事柄が公表された場合には、その行為は侮辱にはならない。…公衆の関心事に関する議論や公衆の非難といった弾劾は、それが現実的なものであれ、推測に基づくものであれ、中止を要求され得ないのである。なぜなら、そのような議論や弾劾は、…単に付随的に、たまたまそのとき訴訟当事者であった人物に対する妨害の可能性を作り出すだけだからである」¹⁶¹。

ジョーダン判事は、侮辱原則によって保護される適正な司法運営ないし公正な裁判が公衆にとって重大な利益であることを認めた。しかしながら、このことと同時に、表現の自由ないし知る権利もまた、公衆の利益であることを認めた。そして、公衆の利益として保護に値するような議論や公表がなされ、その

¹⁶¹ *Ibid.*, at 249-250, per Jordan CJ.

公表が手続に対する妨害を意図したものではなく、単なる付随的なものである場合には、そのような議論や公表は、侮辱罪とならないというのであった¹⁶²。

この意見は、オーストラリアの他の判例でも踏襲され、また、イギリスにおいても、1973年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）¹⁶³で引用された。同事件の中で、サイモン判事（Lord Simon）は、以下のように述べた。

「侮辱原則が、競合する利益間の均衡を図らなければならない状況が存在する。しかし、実際には、侮辱原則は、討論の自由に有利となるように、その均衡を図る。それは、…議論の継続が妨害するであろう訴訟が、議論に後押しされて生じたような場面である。」¹⁶⁴。

このサイモン判事の意見からもわかるように、イギリスにおいても、ブレット・マニュファクチャーズ社事件で認められた抗弁は容認された¹⁶⁵。そして、この抗弁が判例上認められていたことは、コモン・ロー上の侮辱原則が表現の

¹⁶² この抗弁が、具体的にどのように適用されるべきであるかという点について、1982年のBLF事件（*Victoria v Australian Building Construction Employees' and Labours' Federation (the BLF case)* (1982) 152 CLR 25.）において、オーストラリア高等法院（High Court of Australia）の数名の裁判官は、以下のように考えた。すなわち、技術的侮辱を認定する時点で当該抗弁が適用されるのではなく、ある侮辱が刑罰を科されることを正当化するのに十分なほど、重大なものであるか否かを決定する時点で適用すべきである、という（see, at 60 per Gibbs CJ, and 175-7 per Brennan J）。また、1987年のヒンチ事件（*Hinch v A-G (Victoria)* (1987) 164 CLR 15）で、オーストラリア高等法院のウィルソン判事（Wilson J）は、「『刑罰に値する侮辱』が存在していたか否か」という文言を意識的に選択していた（at 41）。

¹⁶³ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54.

¹⁶⁴ *Ibid.*, at 82, per Lord Simon.

¹⁶⁵ ただし、サイモン判事は、当該抗弁を原則的に受け入れていたのではあるが、当該事件で問題となっていた公表が、手続の妨害を意図するものであったとし、当該抗弁が適用できないと考えていた（*Ibid.*, at 82）。これに対し、レイド判事（Lord Reid）は、手続の当事者に対して圧力を加える行為を例として挙げ、そのような圧力が公正かつ適正な批判によって形成されている場合のみ、それが許容されると考えていた（*Ibid.*, at 63）。さらに、証人、陪審員および治安判事が関与する事例の場合には、公正かつ適切な批判であっても侮辱に当たる可能性があると考えており（*Ibid.*, at 63）、同抗弁の適用に消極的であった。

自由を一定程度擁護する姿勢を示していたことを意味していた。

以上のように、ブレット・マニファクチャーズ社事件で認められた抗弁は、公正な裁判の保護と表現の自由の保護との調和を図るために、公衆の関心事に関する議論に対する侮辱罪の適用を制限しようとするものであった。そして、この抗弁は、民事手続に対する妨害的な公表のみならず、刑事手続に対する妨害的な公表に対しても、一定程度認められてきた¹⁶⁶。

B 1981年法の立場 フィリモア委員会は、ブレット・マニファクチャーズ社事件で認められた抗弁が、制定法により明示されるべきであると考えた¹⁶⁷。そして、判例上も認められつつあったこの抗弁は、1981年法5条によって明文化された。

5条 公衆の関心事についてまたは一般公衆の利益に関する他の事柄について、善意でなされた (in good faith) 議論の公表または議論の一部の公表は、特定の法手続に対する不当な影響を与える危険が単に議論に伴って偶発的に生じる場合には、厳格責任原則の下で法廷侮辱として扱われない。

5条を適用したリーディングケースは、1982年のイングリッシュ事件¹⁶⁸である。イングリッシュ事件では、議会の補欠選挙に立候補した先天的に両腕のない候補者を支援する以下のような記事が新聞紙上で公表されていた。

「彼女 [当該候補者—引用者注] は、両腕なしで出生した…。こんにち、そのような新生児が生き残る機会は、実に、非常に少なくなっている。誰

¹⁶⁶ ブレット・マニファクチャーズ社事件で認められた抗弁は、もともと民事事件に関連して発展したものであったが、オーストラリアにおける1987年のヒンチ事件 (*Hinch v A-G (Victoria)* (1987) 164 CLR 15) の中で、メイソン判事 (Mason CJ) は、刑事事件についても同様の抗弁が認められることを示唆した (at 21)。ただし、同事件において、デーン判事 (Dean J) は、「刑事司法の公正な運営は、民主的社会の背後にある社会的合意にとって非常に重要であるがゆえに、公衆の利益という考慮を減殺する見解、および不都合にもそれを妨害する傾向を明らかに有している公表が決して正当化されるものではないとする見解は、一理ある」 (at 48) と述べ、刑事事件に対する侮辱行為につき、この抗弁を適用することに留保を付した。

¹⁶⁷ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at para 142.

¹⁶⁸ *A-G v English* [1982] 2 All ER 903.

かが、彼女を餓死させようとし、またはいずれにせよ彼女を処分することをたしかに勧めようとしていた。それゆえ、マリリン [当該候補者—引用者注] は、人工妊娠中絶合法化反対主義の生き証人である…」。

この記事は、障害をもって生まれた新生児が生きる機会を奪われていることを批判する文章で構成されていた。この記事が公表されたのは、ダウン症の新生児に栄養摂取を妨害する薬を投与するよう指示したことにつき、ある小児科医が謀殺の罪で訴追された裁判の3日目であった。この記事は、当該小児科医の裁判につき何ら直接的な言及をなしておらず、また、障害をもった新生児を安楽死させることの可否は、当時、公衆の議論的となっていたにもかかわらず、その記事の公表が小児科医の裁判を妨害したとして、新聞の編集者らは、侮辱の罪で訴追された。合議法廷において、編集者らは、その記事が公衆の関心事に関する議論であったとして、1981年法5条の抗弁を主張した。しかし、合議法廷のワトキンス判事（Watkins LJ）は、その記事が当該医師の裁判に与えた影響は、「単に議論に伴って偶発的に生じた」とはいえないほど妨害的であったとし、抗弁の適用を否定した¹⁶⁹。この判断に対して新聞の編集者らは上訴し、貴族院で審理が行われることとなった。そして、貴族院では、合議法廷の判断が覆された。この判断にあたり、貴族院のディプロック判事（Lord Diplock）は、以下のように述べた。

「私は、合議法廷による検討の結果、『単に議論に付随する』とはいえない妨害を引き起こしたものとされた [その記事の—引用者注] 文面に注意を向けた。合議法廷は、それらの文面が [公衆の関心事となっていた—引用者注] 議論にとって『必要ではなく』、『非難』に過ぎない、と表現した。しかし、その基準とは、ある記事がこれらの文面なくして効果的に書かれたかどうか、または、他の何らかの言い回しがアーサー医師 [小児科医—引用者注] の裁判を妨害する危険を減じることのできるものに言い換えられえたかどうかではない。著者によって実際に選択された文言によって作り出された危険が、『単に当該議論に伴って偶発的に生じた』かどうかなのである」¹⁷⁰。

合議法廷は、5条にいう「偶発的に生じた」という文言の解釈について、手

¹⁶⁹ *Ibid.*, at 912, per Watkins LJ.

¹⁷⁰ *Ibid.*, at 920, per Lord Diplock.

続に対する妨害が生じないよう注意を払ったうえで公表が行われることを前提としておりと解釈したため、妨害の危険を生ぜしめる公表について5条の適用を認めなかった。他方で、貴族院は、たとえ続に対する妨害を生ぜしめそのような公表であっても、当該公表が「議論に伴って偶発的に生じて」いる場合には、5条が適用されると考えたのであった。この貴族院の判断は、公衆の関心事に関する議論について制約を加えるべきでないとの立法趣旨を十分に汲んだものと評価できよう。

さらに、貴族院の判断によれば、5条の規定は、コモン・ロー上認められつつあった抗弁と同一の内容を示しているけれども、他方で、5条とコモン・ロー上の抗弁との差異も明示された。この点につき、ディプロック判事は、以下のように述べた。

「5条は、2条(2)の付帯条項 (proviso) または例外の形態をとっているのではない。5条は、2条(2)と同等の基礎の上にあるのである。5条は、無実の罪を晴らす規定ではない。…5条は、いかなる公表が、特定の法手続における司法の過程を妨害するその傾向にもかかわらず、侮辱に達しないかについて、宣言している」¹⁷¹。

すなわち、5条は、侮辱罪を申立てられている公表が公衆の関心事に関する議論ではなかったことの立証責任を訴追側に課す規定であり、いわゆる被告人の抗弁として存在しているのではない、というのである。したがって、ある公表が侮辱罪の成立に必要とされる程度の手続妨害の危険を作り出し、そして、その公表が公衆の関心事に関する議論ではなかったことが、訴追側によって立証された場合に限り、その公表は、侮辱罪となるのである。この意味で、5条は、法廷侮辱罪の客観的要件の一部を定めるものであるといえる¹⁷²。

5条が訴追側に立証責任を負わせていることに照らすと、その適用の方法は、ブレッド・マニユファクチャーズ社事件で認められたコモン・ローの抗弁とは別のものと考えるべきであるように思われる。コモン・ローの抗弁は、そもそ

¹⁷¹ *A-G v English* [1982] 2 All ER 903 at 918, per Lord Diplock.

¹⁷² 条文を参照する限り、前出の過失による公表であったことを理由とする抗弁（3条）が、3項において、抗弁成立の立証責任を公表人に負わせる旨規定しているのに対して、5条にはそのような規定はない。したがって、5条が、客観的要件の一部として規定されているとする解釈は、適当と思われる。

も抗弁として主張するものとして発展してきたのであるから、被告人に刑罰を科すことの妥当性につき考慮する際に適用されるとしても問題はない。しかしながら、5条が客観的要件の一部を定めるものであると考えるならば、訴追の適否を決定する段階で、被告人の行為が5条に該当するか否かを考慮する必要がある。そして、第5条の適用時期をこのように考えると、公表人が不必要な訴追を免れる可能性という観点から見て、5条は、被告人により有利な規定となるように思われる。

このように、1981年法では、公衆の関心事に関する公表に対する不処罰が規定されている。さらに、公衆の関心事に関する公表ではなかったことの立証責任を訴追側に負わせることによって、この規定の実効性をさらに高めている。この意味で、5条は、コモン・ローの抗弁よりも、さらに表現の自由の保護を重視するものであるといえよう。

第3款 他の公衆の利益に対する保護を理由とする抗弁

繰り返して述べているように、侮辱原則は、適正な司法運営ないし公正な裁判という公衆の利益の保護を目的とするものである。したがって、そのような公衆の利益を侵害する危険を生ぜしめる公表は、侮辱原則によって制限される。しかしながら、侮辱原則が保護しようとするものとは別の公衆の利益を、公表が保護しようとする場合もある。表現の自由ないし知る権利に関する抗弁は、前款で述べた「公衆の関心事であったことを理由とする抗弁」に包含されるため、ここにおいて「他の公衆の利益」とは、公正な裁判の利益および表現の自由の利益を除くものと考えられる。たとえば、市民に危害を加える可能性のある被疑者が逃走中であるとの情報を、警察の要請に基づいて公表するような場合が、これに当たる。そのような公表が、他の公衆の利益の保護を目的となされたという事実を抗弁として認めることは、国際法律家委員会イギリス部会（ジャスティス）（Justice）の報告の中で示唆された。同報告では、以下のように述べられた。すなわち、「[被疑者の逃走中という状況において—引用者注] …彼の逮捕および市民の保護を目的とした彼の氏名、写真、および彼がそれを犯したと疑われている犯罪の公表を、『侮辱』とラベリングすることは、愚行も同然である」¹⁷³、という。

他の公衆の利益を保護することを理由とする抗弁は、一連のサンデー・タイ

¹⁷³ Justice, *supra* note 156, 11.

ムズ事件においても考慮された。タイムズ・ニューズペーパーズ社事件における上訴裁判所のデニング判事（Lord Denning MR）¹⁷⁴は、サリドマイドの惨事という特殊な事例において、当該事件について情報を与えられるという公衆の利益がディスティラーズ社（被告）の公正な裁判を受ける利益に勝ると判断した¹⁷⁵。しかしながら、貴族院は、このデニング判事の見解を拒絶した。貴族院のレイド判事（Lord Reid）によれば¹⁷⁶、デニング判事の見解は、不当な前提、すなわち、ディスティラーズ社という被告のいわば個人的な権利を保護するために侮辱原則が存在するかのような前提に立脚しているというのである。そして、レイド判事は、司法運営の保護はいかなる事例においても等しく重要であるから、特殊な考慮が要求される事例とそうでない事例との間に、保護の重要性という点での差異を認めることを拒絶した¹⁷⁷。

フィリモア委員会は、他の公衆の利益を保護するためになされた公表についての抗弁を制定法化することにつき、何ら提案をなさなかった。それは、そのような抗弁を必要とする状況が、非常に稀有なものであるという考慮によるものであった¹⁷⁸。また、委員会は、他の公衆の利益を保護するためになされた公表について、いわゆる技術的侮辱にしか該当しない程度の影響を生ぜしめるにとどまるものであろうから、そもそも厳格責任原則のもとでの侮辱を構成しないと考えた¹⁷⁹。その結果として、1981年法には、他の公衆の利益に対する保護を理由とした抗弁を認める規定は存在しない。また、コモン・ロー上にもそのような抗弁は存在しない。このような抗弁が容認されるか否かは、更なる判例の蓄積に委ねられている。

¹⁷⁴ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 1 All ER 814 at 818-824, especially at 822, per Lord Denning MR.

¹⁷⁵ *Ibid.*, at 822-823, per Lord Denning MR.

¹⁷⁶ *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 65-66, per Lord Reid.

¹⁷⁷ *Ibid.*, at 66, per Lord Reid. この見解については、抗弁の適用可能性を後退させたという批判がある。See, Miller, *supra* note 32, 351, Lowe and Sufrin, *supra* note 67, 170.

¹⁷⁸ Cmnd. 5794, *supra* note 55, at paras 143-145.

¹⁷⁹ *Ibid.*, at para 142.

第4款 小括

以上で述べたように、法廷侮辱罪についての抗弁は、3つの観点から考えることができる。すなわち、第一に過失犯の救済、第二に表現の自由ないし知る権利の保護、第三に公正な裁判の利益および表現の自由の利益を除く他の公衆の利益の保護である。「無罪の公表・頒布の抗弁」ともよばれる第一の観点における抗弁は、侮辱原則がそもそも公表に対する厳格責任原則の適用を予定しているにもかかわらず、そのような抗弁を認めたという点で、公表人および頒布人にとってかなり有利なものである。第二の観点についていえば、公衆の関心事に関する議論を容認するブレッド・マニファクチャーズ社事件で認められた抗弁は、表現の自由に対する侮辱原則の譲歩を表すものであった。さらに、立証責任を訴追側に課す1981年法5条は、表現の自由の保護と公正な裁判の保護とのバランスを、より表現の自由により有利なように図るものであると思われる。第三の観点にいう他の公衆の利益の保護については、現在のところ、具体的な抗弁は認められていないが、今後、問題となる可能性があるものと思われる。

第4節 小括

本章では、コモン・ローと1981年法それぞれにおける公表による法廷侮辱罪についてみてきた。

コモン・ロー上の侮辱罪は、厳格責任原則の適用のもと、手続に対する妨害の危険を生じさせる公表により構成される。そして、コモン・ロー上、侮辱罪は、公表行為が個人的な伝達による場合であっても成立し、また、手続妨害の危険が認められない場合であっても、妨害の意図に基づくものであれば成立するという見解もあった。また、侮辱罪の成立は、手続に係争中の時点または差し迫っている時点で認められるがゆえに、その行為形態と並んで、成立時期という点でも非常に幅広いものであった。さらに、このようなコモン・ロー上の侮辱罪の認定基準には、統一の見られない部分もあった。このように、コモン・ローにおいて、手続に関する公表が様々な場面で刑罰の対象とされていた点や、その基準が曖昧であった点は、表現の自由を過度に制約するものとして、問題視されるようになった。

これを受け、コモン・ロー上の侮辱原則について多くの修正を提案したフィリモア委員会報告を軸として、1981年法が制定された。1981年法によれば、厳

格責任原則は、主にメディアによる公表に限定して適用され、厳格責任原則の下で侮辱罪が成立する時期は、手続が進行中である場面に限られることとなった。また、1981年法により、過失による公表であったことを理由とする抗弁（3条）や、公衆の関心事に関する議論に付随する公表であったことを理由とする抗弁（5条）が設けられた。3条は、厳格責任原則の例外として作用する規定であり、5条は、表現の自由や知る権利の保護を直接的に確保しようとする規定である。

1981年法が、侮辱罪の成立する要件を明確に定め、抗弁規定を充実させたことにより、現在の侮辱原則は、コモン・ローの侮辱原則に比して、表現の自由の保護を重視する内容になったといえることができる。このように、公表に対する制限は、制約についての明確な基準の策定と、表現の自由との均衡を図ることによって行われる必要がある。他方で、メディアに対する厳格責任原則の適用は存置されており、また、妨害の意図に基づく侮辱に対しては、コモン・ロー上の侮辱原則の適用の余地も残されている。このことから、イギリスにおいて、メディアによる公表行為が、手続を妨害する甚大な影響力を有しており、そのような影響力を排除しなければ、適正な司法運営ないし公正な裁判の保護は全うされ得ないと考えられていることが読み取れる。

以上のように、侮辱原則は、1981年法を境に表現の自由を重視する方向へと転換したが、適正な司法運営ないし公正な裁判の保護は、現在でも、侮辱原則により解決されるべき課題と理解されているのである。